

平成 29年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 12月 6日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 12月 11日 (月) 10時 00分
散 会	平成 29年 12月 11日 (月) 15時 39分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久己 副町長 中野 高文 教 育 長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 税 務 課 長 藤本 英明 住民課長 亀田 美香 健 康 課 長 古川 秀志 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 堀内 明 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教 育 課 長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局議会係長 中原 玲子

議 事 録

平成29年第4回定例会

[一般質問]

平成29年12月11日（月）

開 議	
議 長	みなさん、おはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 13番、一木哲美議員
一木議員	改めまして、おはようございます。 一般質問は、通告順ということでございます。私は一番最後に質問を大部分させてもらってございましたけども、今回は頑張らせていただきまして、一番に通告をさせていただきますまして、トップバッターでございます。久しぶりでございます。 一般質問に入る前に、九州北部豪雨によります、災害について、少し触れさせていただきます。 この度の北部九州豪雨によります、被害を受けられた方38名、まだ行方不明の方が3名ということですね、甚大な被害が発生したわけでございまして、もう7月5日でございましたので5カ月が過ぎました。 実は私の妹も山裾のほうに住んでいまして、この被害で家屋が全壊したということで、身内の者が被害を受けたということで、特に、この度の災害については本当に大変な、多くの方が被災を受けられて苦労をされてあるということを承知するものでございます。 まだ、災害復旧が進んでいない山間地域とかですね、たくさん、まだ犠牲になられた方も、全壊、半壊、そういった方たちがおられる中で、福岡県または県内の各自治体、そして多くの県民の方たちの支え、激励の言葉とご支援等をいただいております。また、多くのボランティアの方たちのご支援をいただいております。このことが何よりもですね、被災をされた方たちの大きな励みになり、頑張らねばならないということに繋がっているというふうに思います。 こういった多くのボランティア方たちに、心から感謝と敬意を表したいと思えます。心から嬉しく思っている次第でございます。1日も早く元の姿というのは、なかなか難しいでしょうけどですね、そういった姿に戻っていくことを願うものでございます。 それでは、質問を2つ通告させていただいておりますので、順次質問をさせていただきます。 まず、公有地（町営住宅跡地）活用について、ということでございます。 その前に、人口問題でございますので、人口のことについて、少し触れさせていただきます。 世界の人口ということで、手元に資料ございますけども、アメリカの国勢調査局並びに国連のデータからの推計ということですね、世界の人口は、現在73億6,600万人ほどということで、2016年11月28日付けということで手元に資料を持っているんですけども。 世界の人口は、1分に137人、1日で20万人、1年で7,000万人増えているということになっております。 人口の多い国は、中国が13億6,000万人ほど、世界で一番多いわけです。インドが12億5,900万人ほどです。アメリカが、だいぶ少ないですけども、3億1,900万人ほどということで、3位からだいぶ少なくなるんですけども、ちなみに日

	本は10位でございます。日本の人口は世界の中で10位で、1億2,600万人ほどということでございます。 日本は人口減少に向かっているということでございますけども、平成28年11月付けで1億2,695万人ほどという数字が出ていますけども、前の年と比較した人口は、16万人減少しているということになっております。ここ、その6年間で110万人、日本は人口が減少しているということになっているということを、私たちは承知していなければいけないということかと思っております。 それでは、質問に入らせていただきます。 私たちはいろんな課題を持って、議員視察研修等を行わせていただいております。今年も議員視察研修を行わせていただきましたけども、その中で、本町もこれから抱えるであろうという課題、この人口問題についても視察先ですすね、いろいろと研修をさせていただきました。 2つほど、その中でご紹介をさせていただきます。 平成27年8月5日から7日の日程で、島根県の邑南町役場を訪問させていただいたことでございます。定住支援ということでございます。 公営、町営のUターン者・若い子育て移住者住宅を平成24年に建設をされてございます。 だから、公営住宅も若い人たち向けの公営住宅を建設されているということでございまして、木造平屋建て二棟、4棟用意をされまして、4世帯すべて入居されたということでございます。ちなみに生活困窮者向けの町営住宅500世帯も、別に利用されている方がおられるということでございます。空き家バンクだけでなく移住者向け住宅の確保へ取り組んでございます。 また遊休、町の町有地の活用を行い、民間住宅建設をバックアップとし、建設費の2分の1、最大500万円助成を行われてございます。そして10年後に町有地は、無償譲渡されるということでございます。そういった事例がございました。 それから、今年の7月19日から21日の日程で、石川県の能登のほうへ視察研修をさせてもらいました。いろんな問題、課題等はですね、学力向上とか子育てとか、いろんなことで研修を受けましたけども、その中で、中能登町では、様々な定住促進の取り組みもなされてございました。 転入者支援、支援金制度、新築住宅工事費支援制度、そして中古住宅購入、入居者支援、支援金制度、そして若者支援に力を入れてありました。 定住促進奨励金制度、最大100万円を支給されてございました。子育て応援加算もあるということでございました。 町の町有地を有効利用されて公園や雑草地、または会社が撤退されて、その跡地などを開発をいたしまして、宅地造成を町がされてありました。75坪から約100坪ぐらい、最初40区画を造成して、売却ということで町がされまして、40区画はすべて完売したと。それで、追加で15区画も造成をしながら売却を進めていると。さらにこのことも足りなくなるということで、現在では75区画を、計画を進めているということでございます。これらはすべて若者支援ということで、行っているということでございます。 そういったことを研修させていただきながらですね、質問させていただきます。 質問に入ります。 老朽化した公営住宅は建て替えが行われ、利用、入居者にとって快適な生活ができ、あらゆる面で良くなりました。建替え計画で、残すところは東小田団地となりました。福島団地は、住宅解体後、整地を行われたが、その後、雑草が茂り、皆様方お手元に、議長の許可をいただきまして、プリント写真を用意させてもらっています。 町営住宅跡地ということで、左側の上のほうが福島町営住宅跡地でございます。1
--	--

	0月の22日撮影したものでございます。かなり草が、背丈が高く生い茂っております。 下の写真は松延町営住宅跡地でございます。同じく同じ日でございます。 公有地でありながら周辺住宅に対して、環境悪化は問題と考えます。松延住宅跡地についても同様でございます。 質問に入りますけども、今後、跡地の除草など管理はどうかされるのか、年間除草回数は、いかほどされてあるものかが1点と、土地の取り扱いはどういうふうにされるのかを、まずお尋ねいたしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 福島団地、松延団地跡、両跡地につきましては、年間2回の草刈りを行っております。本年度におきましては、8月と11月に行っております。 写真が10月22日ということで、その後ですね、11月7日の日に行っておりますけど、ご覧のようにですね、2回の草刈りだけではやっぱり不十分であるということは認識しておりますので、状況を確認しながらですね、今後も対応していきたいというふうに思っております。 2回とも職員で草刈りを、実施をさせていただいております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	もう1点お尋ねいたしましたけども、土地の取り扱いについての現在の考えということで、お尋ね申し上げます。
議 長	財政課長
財政課長	失礼しました。 福島団地跡、松延団地跡地とも、今後、町の経済的価値の発揮が充分に見込まれる普通財産であるというふうに考えております。 今後、夜須高原少年自然の家職員官舎跡地と同様に、定住促進を目的といたしまして有効活用を図るために、現在、売却に向けた検討を進めているところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	土地の有効活用、売却に向けた取り組みをとということで、まだ売却はできていないということというふうに理解をしたところでございます。 そういったことを踏まえて質問させていただきます。 人口減少問題ということで、10月29日筑前町商工会合併10周年記念式典がございました。 町長も出席をなされまして、私ども議会議員も大部分が出席をさせていただきましたので、この記念式典の講演は聞かれた方もおられますけども、職員の方も聞かれてない方もほとんどでございますので申させていただきます。 記念講演のテーマは「福岡経済この10年、これから10年」、これからの10年ということで、講師は、西日本新聞報道センター都市圏総局長 梶島様が講師でご講演をなされました。 九州全県、7県合わせて総人口が2006年、平成18年の時点でございます。11年前になります。1,340万人であったということです。1,340万人、平成18年が。 2025年、平成37年、これから8年後、1,221万人となる予測ということで、約、20年間で120万人減少する。この人口は大分県の人口に値するというのを申されました。20年間で大分県ほどの人口が減少すると。 さらに10年後、2035年、これから18年後は1,111万人となる予想である

	と。230万人が、今の平成38年から30年間で230万人が減少するであろうと、このことは佐賀県と長崎県の人口を加算した人口になると。大きいです。 太宰府市が人口7万人であるということです。毎年そのくらいの人口減少が進みますということを申されました。お話を聞いて、私もですね、耳を疑うような思いでしたけども、メモを走らせたところでございます。 今後、本町も人口減少に向き合っていくことになりますが、町有地、町営住宅跡地を活用した定住対策を推進すべきと考えます。今、町もそういうふうには考えは持たれてございます。 筑前町総合戦略の人口ビジョンにおいて、43年先の2060年には、2010年の約65%となる約1万9,000人まで人口が減少するということが見込まれておりますが、町は、人口減少防止策を強力に推し進め、2060年には2万6,500人程度を維持したいと考えているところでございます。 私たち議会もですね、そのことに対しては、いろんな町とともに人口減少に対する取り組みをしていかなければいけないと、承知するところでありますけども、そういったことでございます。 私は、平成28年12月議会一般質問で、このことに対して、若い人たちの人口流出が大きいので、将来に向けてこの投資が必要であるということを申し上げました。人口減少及び転出抑制対策として、公有地（町営住宅跡地）などの一部を、若い移住者や町の住民の若者、次男、三男の方が分家などをされる場合など、条件付きで公有地を無償貸与するなど、方法を検討すべきと見解を求めたところでございます。 町長、ご答弁では、公共用地の空き家の問題は、民間を活用した形の若い世代を念頭に置いた売却を考えていきたいと申されました。 そこで質問をさせていただきます。 最近における若者、20代、30代の転出状況はどうなっているのか、過去5年ほどをまずお尋ねいたしたいと思います。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 過去5年間の転出件数につきましては、各年度末のデータを今からお答えいたします。 ただし、このデータを抽出する上で、人の重複等は除いておりませんので、人数ではなく件数と捉えていただきたいと思います。 平成24年度から28年度までの20歳から39歳までの転出件数ですけれども、平成24年度が628件、平成25年度が662件、平成26年度が617件、平成27年度が714件、平成28年度が698件となっております。 全体から見た状況としましては、5年間の平均値によりますけれども、20代から30代の転出者の割合は57%となっております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	若い方が転出されるということは、いろんなそういった要因なりですね、目的等があるというふうには承知をするところでございますけども、お聞きをいたしまして、結構ですね、多くの方が本町から町外へ転出されてあるという現実をですね、私たちはやっぱり承知しなければいけないということとされます。 質問を先に進めさせていただきます。 若者世帯の転出抑制策としまして、町有宅地の一部の無償貸与など、検討を求めたいと思いますけども、このことについての見解を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。

	本町は、福岡市の通勤圏にあることなどから、民間事業者による宅地分譲、アパートの建設が、まだまだ進んでおりまして、２０代、３０代の転入者が転出者を上回っているという状況でございます。 住民課長のほうからは、転出者の状況ということで回答はありましたけど、転入者の状況について、少し説明をさせていただきたいと思いますけど。 ２０代の方につきましては、過去５年間合計で、転出の方が２８７名多いということになっておりますけど、３０代につきましては、転入の方のほう３２１名多いということで、合わせまして、転入のほうですね、５２４多いと。２０代、３０代ではですね、転入のほうが多いといったような状況でございます。 先ほど回答いたしましたように、このような状況もありますので、現在あります町営住宅跡地につきましては、民間事業者を活用いたしました定住促進を目的といたしまして、売却に向けた検討を進めていきたいというふうに思っております。
議 長	一木議員
一木議員	それでは、次の質問へ移らせていただきます。 筑前町公有財産利用計画審議会開催状況ということで、どのようになっているのかを、お尋ねをしたいと思います。 開催日、審議内容等についてですね、ご説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 すみません。先ほどの回答の中で、ちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。 転入のほう５２４多いというのは、全世代、全年代でございましたので、訂正をさせていただきます。２０代、３０代合わせますと、５年間で３４多いという状況でございます。 それでは、公有財産利用計画審議会の開催状況につきましてでありますけど、この審議会につきましては、公有財産の処分及び利用計画に関しまして、町長の諮問に依拠して、調査審議を行うということになっております。近年における開催状況はございません。
議 長	一木議員
一木議員	今、説明がございましたけども、この筑前町の公有財産利用計画審議会条例というのは、町の建物及び土地の処分及び利用計画等に関して、審議を行うということになってございます。 委員は１２名ということで、議員からも３名以内、教育委員会の委員が２人以内、公益代表が３人以内と、それから住民代表が４人以内ということで、こういったメンバーというのは決められてございますでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 この審議会につきましては、相当の期間ですね、開催をしていないという状況でございます。今現在、委員さんのですね、委嘱等も行っていないという状況でございます。
議 長	一木議員
一木議員	平成２７年の４月１日に施行されていますけども、かなり年数も経っています。 平成１７年からですけど、合併後ですかね、ということでございます。 特に、いろんな新町建設計画の中で、日本は人口減少に向かっているということで、本町は合併後、いくらか人口減少しましたが、今現在はですね、少し微増ということになっております。

	しかしながら、先ほども触れさせていただきましたように、日本全国的に、全体的には人口減少へ向かって加速しているといった中でですね、やはりこういった町の公有財産の土地、建物関係のですね、今後、どういうふうに取り扱うかということは、かなり重要なことじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 そういった中で、先ほど説明いただきましたけども、この福島団地跡地から松延団地跡地につきましては、定住促進に向けた活用をということで説明をいただきましたけども、現在は整地をした福島団地跡地も草が生えたりですね、まだ売却ができていないということでございます。 このまま推移していくということも考えられないわけでもございませんし、やはり、こういった町の公有地をですね、有効活用していくという具体的な踏み込みをしていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 体力があるときに、いろんな手を打つということも大事なことじゃないかということを考えるわけでございます。 本町から町外へ転出される若い人たちも結構多いということは、先ほどの説明で分かるわけでございますけども、やむを得なくですね、次男、三男の方がやはり町外から、お家から離れて、近隣の、県内の通勤可能なそういった勤め先とかですね、そういったところに転出されてある方もおられますので、こういった方たちが、もしも町が支援をいただくことによって、この本町に、筑前町に定住いただけるとすればですね、そういったことも手立てをしていかなければいけないんじゃないかなと、いうふうに考えるわけでございます。 そういった意味合いを持ってですね、町の公有地が売却もできずに草が生えて、荒れてするんであればですね、全部ということを行っているわけではございませんけども、若者、私は、よそから来ていただく移住の方、大切でございます。この方たちももちろん大切でありますけどですね、この町から離れていく方たちに対してですね、やっぱり手を差し伸べるということも大事じゃないかなということを強く思うわけでございます。 そういった方たちに対してですね、町の公有地をですね、何らか、やはり使っただけのような環境づくりをしていくことによって、筑前町から今後、人口減少をですね、少しでも抑制するために、そういったことを通してですね、若い方たちに残っていただけると。これは、ひいては財源問題とか、いろんなことに繋がるわけでございますので、そういった努力は必要じゃないかなということを考えるわけでございます。 この公有財産利用計画審議会、こういった中で、多くの意見を吸い上げていただきたいなというふうに思うわけでございます。町のほうの計画はもちろん大事でございます。しかしながら、その前に、多くの住民の方たちとかですね、見識者の方たちの意見をお聞きいただきながら、そして、この土地の有効活用、利用をですね、考えていただきたいなということで、このことをお尋ねをさせていただきました。 町長、その件について、いかがでございませうでしょうか。ご見解を求めたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まったく人口対策はですね、極めて重要であるし深刻であるし、現実的にやって来るということであります。私どもも県内の市町村を見ましてもですね、特に筑豊関係の自治体の深刻度は、わが町どころではございません。本当に200万からですね、1戸入居するのに200万から支援するという自治体もございました。 しかし本町は、幸いにして都会に近いと、住宅化が進んでいると、民活があるということですね、大いに民活を活用することは異議ないところだろうと思っておると

	ころであります。年間100軒から家が建っております。 同時に人口の流出なんですけれども、これは全国的に、東京以外の自治体に言えることなんですけれども、かなり大学等、就職等の関係でですね、やはり中央に転出いたします。 同時に、大学が抜けて、また地方に帰って来る若者の数多くおります。本町もそういったことが言えるのではなかろうかと思っております。 本町でも、福岡のほうにアパート住まいをして、学生時代、そしてまた帰って来る。出入りがあの中にはかなりあるのではなかろうかと、そのようにも考えます。 また住宅政策をですね、若者中心の住宅政策をやっているということは、もう皆様方、住民の方々、大筋で合意だろうと思っております。あとは、こういった手法を町のほうでも、しっかり考えまして、そして議会のほう等で提案していくのか、ということだろうと思っておりますので、今、内部のほうでも検討作業を詰めております。また近いうちに、その内容等についても説明をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 また必要があればですね、そういった審議会を開くことも考えていきたいと思ひます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	私はですね、やっぱり、こういった多くの住民の方たちのご意見等もお聞きいただきながら、こういった審議会を近いうちにでも開いていただきながらですね、先ほど申しましたように、やはり今、筑前町は、近隣町村と比較をいたしますとですね、人口が減少したりしていないということはあるわけですが、やはり、そういったことに向かって、いろんな取り組みをしていかなければいけないということを考えますので、審議会等についての開催をひとつ、ご検討いただきまして、近いうちにそういった開催等で皆さん方の意見等をいただきながら、皆さん方の考え等も反映していただきながら、この、こういう町有地跡地の利用計画をひとつ取り組んでいただきたいと思います。 投資というのは、やはり場合によってはですね、必要かと思われまふ。生きた投資ですね。そういった投資が今はできます。しかしながら、できなくなって、やろうと思っても、これはもう無理になってきます。だから、そういったことを考えますとね、今のうちに、いろんな幅広い、他の全国の各自治体もいろんな取り組みをされてあります。このことは先に紹介させていただいたとおりでございます。 私が言っていることは、必ずしもですね、非常に無理難題なことを言っているわけではございません。そういったことをひとつ念頭に置いていただきながらですね、取り組みをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。 次の質問へ移らせていただきます。 次の質問は、県道77号筑紫野三輪（山麓）線ついて、ということでございます。 質問に入る前にですね、新聞記事を少しご紹介させていただきます。 2017年、今年の10月18日の新聞記事でございます。西日本新聞です。 登校の列に車、6人けがという新聞記事がございました。大阪でございます。殿山第一小学校の児童でございます。集団登校の列に車が突っ込み、同校1から6年生で6から12歳の児童の男女計5人と通勤途中の中学教諭の女性が負傷されたという新聞記事でございます。 原因でございます。 ドライバーは、太陽がまぶしかった。子どもに気づかず、安全確認ができていなかったと、供述されたということでございます。 現場は、センターラインのない幅員6mほどの直線道路。児童らは左側の路側帯を歩いて学校へ向かっておったということでございます。

	こういった新聞とかテレビなんかはですね、報道が年間のうちに何度もあるんですね、非常に胸が痛むわけでございます。 質問に入らせていただきます。 この質問は、平成28年3月議会一般質問で提案、要望をさせていただきました。平成27年6月6日、県道77号筑紫野三輪（山麓線）全線、全長が8,950m、全線開通をいたしました。交通量において、全線開通前では、1日当たり5,400台ほどの通行が、3割ほど増加し、7,200台になるでしょうと報告を受けていました。 大型車も増加した中で、通学路の安全確保がさらに求められます。あつてはならない万一の事故対策として、三並小学校通学路、曾根田交差点から三並交差点の間、畑嶋公民館前まで含みます。車道と歩道の間にガードパイプの設置を求めています。住民の方からの声もございます。ということで、質問をさせていただきました。 町長のご答弁です。 いろんな課題があると、この歩道の狭さも十分認識するところで、交通量はかなり増加しつつありますと。そういった実態を踏まえて、77号線も要望活動が必要となってくると。歩道についても、ぜひ朝倉県土整備事務所にこういった要望も伝えますということで、ご答弁を、見解をいただいたところでございます。 今回、この提案と要望は2度目になりますが、毎日の通学時間、7時45分前後の曾根田方面と三並方面の通学道路の通行車両の状況、お手元写真を、プリント写真をご用意させていただいております。裏表ですね、三並川橋付近からの通学の写真と曾根田川橋付近前後の通学写真でございます。ほぼ毎日、このような状況でございます。 子どもたちは、それぞれの方向から集団通学を行っていますが、その横を大型車が時速50キロから60キロの速さで通って行きます。毎日、通っている子どもたちは、この状況が当たり前のように感じているかどうかと思いますが、所々は田畑の出入り口があり、縁石がないが、縁石が傷んだところや舗装が高くなり、また逆に低くなったところ等もございます。 朝7時45分頃の通学する子どもたちの様子と横を通る車、大型車の状況を、前回の質問を平成28年3月議会でしたしましたが、改めて質問いたします。4点ほど質問させていただきます。 要望は、どのように県土事務所へ伝えられているものか、1点です。 2点目、歩道と車道間の縁石が低い所など不安を感じるところがあるが、確認はされたものか。 3番目、現地通学路と通学の状況の確認、通学時間は7時45分頃はなされたものか。 4番目、今後の取り組みは、ということで4点、ご回答をお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、1点目の要望活動は、どのようにお伝えをしてあるか、というふうなご質問だと思います。 いわゆる県道77号線、筑紫野三輪線、いわゆる山麓線につきましては、平成27年の6月6日の日に開通をいたしております。開通後におきましては、双方向への通勤の利便性の向上や主要な観光地を結ぶ幹線道路として役割が非常に大きく、近々では交通量が徐々に増加している状況でございます。 議員よりお話がございましたように、平成28年の3月議会におきまして、この件につきましてはご質問がっております。 議員ご質問の道路につきましては、県道77号線でございますので、当該所管の道路管理者であります朝倉県土整備事務所のほうに考えをお尋ねしたところでございます。

	当時の回答といたしましては、この区間に設置済みの防護柵が道路の沿線に2カ所ございまして、その設置箇所につきましては、三並郵便局付近のカーブ区間、また、曾根田交差点から曾根田川の区間で、急な坂道でもございまして、また車道と歩道の縁石との高低差が比較的小さい箇所で、いずれも車両の路外への逸脱、あるいは第三者への人的被害の恐れがあるところで、特に安全上、極めて危険性が高いところに防護柵を設置をさせていただいております。 その他の区間につきましては、速度が40キロ制限、また、道路形態はほぼ直線でもございまして、危険性もやや低いことから、当区間における防護柵は、現時点では必要はないという考えで、ご回答をさせていただいております。 このことから町としましては、そういった地域の声、あるいは実情等も当然お伝えをさせていただいておりますし、再度、事業主体の県土のほうへお伝えをし、確認をさせていただきました。 県といたしましては、それぞれの地域です、道路事業もございすけれども、前回、回答申し上げましたとおりでございまして、現時点では通学路に限らず設置が必要と考えられる箇所につきましては、今後、予算や管内の道路事業等の関係もございすけれども、まず、事故が多発する道路、道路幅員あるいは線形、気候条件等や安全上、必要と思われる箇所について、今後、総合的に判断し、設置をしたいというふうな考えでございす。 それから、次に2点目の、歩道と車道間の縁石の関係でございす。 町としましては、事業主体が先ほど申し上げましたように、県でございまして、その後、町のほうから、当然、お伝えをしております。県もその後、現地をですね、確認をしておられるようでございすますが、確かに議員がおっしゃるように、舗装のオーバーレイの関係で、部分的に歩道とですね、差があまりないように見えるところもございす。 特に、三並郵便局の手前の、農道の入口付近が縁石との段差がほとんどないというところもございす。町も一応、確認をさせていただきましたし、県も現地のほうを確認をさせていただいております。 しかし、先ほど申し上げましたように、現地としては、ほぼ直線となっておりますので、最終的な判断につきましては、県の判断になりますけれども、県としては総合的にそういった状況を踏まえ、判断していきたいというふうなことでございす。 それから、3点目のご質問で、現地の確認というふうなご質問だったと思います。通学状況につきましては、この歩道を利用されている子どもたち、約47名の児童が利用し通学をされております。 時間につきましては、主に朝が7時半から8時、下校が15時20分から16時30分の間の時間帯でございまして、この歩道を利用されていることも教育課を通じて情報を提供いただいております。 さらには現地の状況につきましても、町もですね、確認をさせていただいておりますし、県も確認をしておられることも聞いております。 それから、正式な調査等はちょっと言えませんが、町のほうです、朝の7時半から8時の通学状況を確認をさせていただいております。一応、三並郵便局の前で確認をさせていただいたところでございす。 7時45分が6名、それから7時47分が4名、7時50分が8名、8時が23名、集団下校されておまして、上級生が下級生をリードして登校をしておられたというふうな状況でございす。 それから、同じ時間帯で、交通量も確認をさせていただいております。上下線、概ね約330台の交通量でございました。 それから、確認の当日につきましては、近隣住民の方とか郵便局の職員が近くにお
--	---

	られましたので、聞き取りをさせていただいております。 平日につきましては、比較的、同様の交通量であるということと、土日につきましては、平日に比べ、交通量が多いということを伺っておる状況でございます。 それから、最後の今後の取り組みということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、県といたしましては、他の国県道の未改良区間の整備関係等もございましてですね、今のところ設置につきましては未定でございますので、当面の対策としては、町としても引き続き、県に対して要望、あるいは協議をいたしますけれども、併せて朝倉警察署とも連携しながら、取り締まりの強化、路面標示によるドライバーへの注意喚起、また継続した学校や地域での指導とともに、現場での通学安全指導も併せてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	質問を先へ進めさせていただきます。 テレビ、新聞では、全国の交通事故報告の中に、通学時の子どもたちの中に車が飛び込んだ事故が、またかと報告されています。先ほども触れさせてもらいました。 私は、これまでに山麓線全線開通する前に、曾根田交差点から曾根田川橋へ向かって、縁石が低いところや舗装の悪い所などの改善を、町の建設課、町長へお願ひをし、これまでに朝倉県土整備事務所よりポール、写真のとおりポールを立てていただく、この前はこのポールも何もございませんでした。 ポールを立てていただき、そして次にガードパイプの設置をしていただきました。舗装等もしていただいたわけでございます。 ドライバーはしっかりと安全運転をしなければなりません、今でもスマートフォン操作運転や脇見、居眠り、飲酒・酒気帯び運転を行うドライバーがあり、そのようなとき、車歩道間の縁石をも乗り越えることが考えられます。 この県道77号線は三牟田、曾根田から三並、畑嶋に及ぶ長い距離に及ぶ通学路となっています。他も学校通学路は車も通りますけれども、このような特徴のある道路となっております。 また直線路が長い、制限時速40キロですが、大型車も含む車両が50から60キロの速度で急ぐ車も少なくありません。ガードパイプ設置の安全対策はぜひ必要と考えられます。 先に建設課長のご答弁では、危険性が低いという県土事務所の見解、低いかどうかはですね、県土事務所の職員の方もこういった時間帯に見ていただくことが一番大切だと思います。こういった写真はですね、いつ行ってもこういった状況が目に見え込みます。低いかどうかを確認してもらいたいということを訴えてもらいたいと思います。 事故が多発する道路に設置すると。事故が起きてからじゃ、遅いわけです。起きない予防ということで、こういったことを求めているわけでございます。このこともしっかり伝えていただきたいと思います。 ガードパイプの安全対策は、私は、ぜひ必要と思います。朝倉県土事務所へ強く要望していただきたいということをお願いしたいと思います。私どもが直接はできませんので、町の安心・安全、子どもたちの安全を守っていくためにはですね、私ども、そして職員の皆さん方が、そういった機関に伝えていただくと、要望していただくということになりますけれども、その点について、再度、県土事務所のほうへのさらなる強い要望をお願いしたいと思います。ご見解を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 先ほど議員ご質問のように、特に交通量が多いところをまず優先して、県のほうは

	ですね、危険性があるところをまず優先して、設置をさせていただいております。 一応、そういった状況も踏まえ、私どもとしては県のほうにですね、強く要望をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	よろしくお願いいたします。町長、代表でございますのでですね、よろしくお願いいたします。 続きまして、三並交差点改良についての質問をさせていただきます。 ファーマーズマーケットみなみの里は大盛況で、日祭日には特に車の出入りとともに来場者も増加し続け、本町にとっては喜ばしいかぎりです。また、年間を通してのイベントや連休には車の渋滞が発生いたします。これまで、みなみの里から三並の交差点、三並小学校前を通り、曾根田交差点辺りまで車が連なったこともあります。 この三並交差点は右折帯がないので、右折車がある場合、後続車が先へ進めず、渋滞する原因となっています。全線開通する前に、交差点改良すべきであったが、様々な原因などがあり、できなかったと申されてございました。結果、交通量増加が進む中で交差点改良が一層、求められることとなっています。 この交差点は、町道やすらぎ荘入口交差点から、三並・三箇山道路と県道が交差する場所で、交通の要所であり、改良も難しい状況があります。 私は、この三並交差点改良について、これまで9回の要望をしてまいりました。今回が10回目でございます。 これまで、町の答弁では、平成25年、当時の建設課長、朝倉県土事務所としては、筑紫野三輪線の交通量が増加しなければ、工事施工はできないとの判断から、今後筑紫野三輪線の供用開始の見通しが立った段階で、再度、交通量などの調査をしてからの検討協議になるというふうに、25年、申されました。 筑紫野三輪線の工事着手の目途も付いたので、今後、この工事の進捗状況を見ながら、交通量調査業務についても進められるし、北側の三箇山・山隈線方面の拡幅改良等の問題もありますと申されました。 道路用地確保に向けた調査などについても、併せて、朝倉県土事務所と協議してまいりたいと申されました。 県道77号筑紫野三輪線は先ほども申しましたように、平成27年6月6日に全線開通をしていますので、先ほどの答弁はもう前のことでございます。 町長の答弁といたしましては、三並交差点改良の重要性も承知しているが、国道386号線、やすらぎ荘入口交差点の改良が優先と考えていると、当然、要望はしていくと申されてございました。 ところで質問させていただきます。 4点ほどでございますけれども、全線開通後の交通量調査結果はどうなったものか、1点。 2点目、朝倉県土整備事務所への要望活動の状況はどうされてあるのか。 3点目、やすらぎ荘入口交差点改良計画は前進しているが、次に三並交差点改良となる。要望実現に向けて、段階的に前に進めていただきたい。 4点目、今後の取り組みについてということで、簡潔にお願いしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、4点ほどご質問があったと思います。 まず1点目の、全線開通後の交通量結果ということでございます。 交通量につきましては、朝倉県土のほうでですね、山麓線の本線の調査は行ってあるようでございますけれども、三並交差点に限っての交通量調査につきましては、実

	施されていないようでございます。町も同様で、実施はしていないというふうな状況でございます。 ちなみに、本線の調査結果につきましてをご報告をさせていただきたいと思えます。 本線上でありますけれども、測定値、いわゆる測定した場所が同じポイントでないようでございますので、予めご了承願いたいと思えます。 24時間交通量で、開通前の平成22年度は約4,000台、開通後の平成27年度が約5,000台、平成28年度が約8,000台となっており、供用開始後、年々増加している状況でございます。 次に、2点目の県土整備事務所への要望箇所の状況はということでございます。 町としてもですね、事業主体であります朝倉県土に対しまして、当然要望はしておりますし、さらには毎年ございます町からのですね、県事業に対する聞き取りの要望、ヒアリングがございます。その折にも要望事項として当然上げておりますし、そういった機会においても、お伝えはしておるというふうな状況でございます。 この案件に限らず、苦情等とかですね、そういった町民からの要望等につきまして、お互い情報提供を行っている状況でございます。 それから、3点目の前に進めていただきたいというふうなことでございます。 先ほど申しましたように、町としても要望はしておりますけれども、その中で、県としても、やはり管内のそれぞれの事業、事情もあるわけでございまして、とりわけ現在ではですね、国道386とか久留米筑紫野線、そういった関係の各地域の、町内の各地域において、それぞれ事業を進めていただいております状況でございます。 やはり県としましても、そこを最優先しないと、予算につきましても限度がございますし、その他、所管する朝倉管内の自治体からも、道路改良について数多くの要望が上がっている状況でございます。そのような事業を踏まえて、最終的には総合的に判断したいというふうな考えでございます。 最後の、今後の取り組みについて、でございます。 県としても、先ほど申し上げましたように、国県道の未改良区間の整備計画等の関係もあるわけでございまして、今後、実施されます県の道路改良の動向を注視しながら、町としても引き続き県に対して要望し、併せて連携した取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	よろしくお願いいたしますと思えます。 最後の質問ですけども、県道77号線全線開通後、砥上・赤坂地内の交通量の調査結果はどうなったのかということで、こちらも調査を行うということでございました。 今でも大型車等が砥上の地内から赤坂のほうへ抜け通っております。まだこの県道77号線が全線開通いたしましたけどですね、このような状況がありますので、この状況について、お尋ね申し上げたいと思えます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 道路を管理しています朝倉県土について、本件についてお尋ねをいたしました。 調査時期につきましては、開通前と後とでそれぞれ調査をされております。その調査結果につきましては、開通が平成27年6月6日になっておりますけれども、開通前の平成27年5月で約4,500台、開通後の27年の10月調査で約1,500台となっております。調査結果から見れば交通量が約3分の1減となっている状況でございます。

	ちなみに大型車につきましては、1日当たり約600台が、いわゆる山麓線のほうへ転換されて、約5分の1に減少したというふうなことを伺っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	時間が少なくなってきました。 200号バイパスのジョイント接続が求められているわけでございます。 この筑紫野三輪線の全線開通は、この沿線の期成会が立ち上がって55年ぐらい経過しましてですね、全線開通をしたと。この各自治体で構成する期成会と違いまして、沿線住民による期成会が立ち上がって55年ほど経って開通したということでございます。 今求められるのは、200号バイパスとのジョイントということでございまして、こんなに長い年月がかからなくてですね、ジョイントを、ぜひともということで望まれるわけでございます。 このことにつきましては、平成27年6月6日主要地方道、筑紫野三輪線県道77号の全線開通に基づく、この期成会の総会がございましたおりに、私もこのバイパスとの接続を県、福岡県の道路建設課、那珂県土整備事務所等々の方々に対してですね、この総会でも要望をさせていただきました。那珂県土整備事務所のほうからも要望として聞き、取り組んでいくというふうに申されております。 筑紫野市長が藤田市長さんでございます。今度27日には筑慈苑の議会がありますので、こういった機会を通して、またお願いをしていきたいと思いますけども、町長、総括としてですね、こういった道路についてのご見解等をまとめていただきたいと思います。時間があまりございませんけど、よろしく願いいたしたいと思います。
議 長	町長
町 長	時間がございませんので、簡単に述べさせていただきます。 道路の改良等につきましては、国県道を強く要望していった改良していきたい。 ただ町内全般を見渡しながらですね、整備する必要があるかと思っているところであります。
議 長	はい、時間になりました。
町 長	ということでございますので、しっかり要望をしてまいります。以上でございます。
議 長	これで、13番 一木哲美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 11時10分より再開します。 (11:00)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:10)
議 長	ここで7番 石丸時次郎議員より、質問項目の順番を変更したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。 7番 石丸時次郎議員
石丸議員	時間の配分上、2番を先に質問をさせていただきます。 それでは、重点施策の課題と実現のための具体的方策について、お聞きをします。 町長はこの度、地域の学ぶ力、稼ぐ力、そして守る力の大きく3点を重点施策として掲げられました。どれもこれからの筑前町に必要な不可欠、かつ重要な施策でありますので、町長には実現に向けたリーダーシップを発揮していただきたい、そのように思っているところです。

	そこで、重点施策について、1つ1つお聞きしたいのですが、時間の制約もありますので、今回は本町の基幹産業でもあります農業政策について、お聞きをします。 16年度版の農業白書によりますと、わが国の農家戸数は133万戸、10年前に比べ32%も減っています。一方、15年の新規就農者は、前年比で13%増えており、この傾向を後押しし、農業の未来を切り開く人材確保に努める必要がある、そのようにしています。 本町においても、後継者不足等の問題でたいへん厳しい状況にあります。そのような中、この度、町長は、農を生かしたまちづくりに将来あり、と確信のもと、今後の農業政策の構想が示されました。この構想は、本町の農業を持続可能にし、さらに町の将来像を明確に描かれたものと考えられますので、ぜひ実現していただきたいと思いますが、大変な困難を伴う大事業になるのかと思います。 そこで大いなる挑戦に向けての、町長の決意のほどをお聞きしたいのですが、よろしく願います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 質問の順番を変えてまで、農業方面から入っていただいて、ありがたく思っております。 前回も私の思いなりは表明させていただきましたけれども、改めて今日は農業問題ということでございますので、前回と重複する部分もございますけれども、私の思いを述べさせていただきます。 私が職員時代から考えていた地域振興の思いの一端を述べさせていただきますと思います。 国家百年の大計に立てば、国づくり、私どもにとっては町づくりの要諦は、教育の充実と食産業の振興だと考えます。この筑前町にとって22世紀に残すべき遺産は、この農地と山林と人材であることは間違いありません。今、注目を得ている新しい経済指標、新国富指標においても重要なファクターだと言われています。 私は、町内の神社、特に大己貴神社の祭礼に触れるとき、本地域で暮らしてきた先人は、数千年何を求めてきたのだらうと思いを馳せます。神前に供えられた豊穡なる農産物、そして平和、安寧を願う巫女たちによる浦安の舞、今、私どもが標榜している食と平和の町づくりは、時代を超えて、このふるさとで営々と築かれた人々の思いそのものであると思います。 その食料を生産する農業、本町の土地利用の3分の1を占める農業が、経済社会の進展とともに、ここ数十年来、農業経営の厳しさを増しています。そういった社会情勢の中、筑前町の農業のあり方を考えなければなりません。 戦後、筑前町の農政は、国策に沿った優秀な農政執行自治体でありました。いち早く町の最大の事業であるほ場整備を実施し、その後、カントリーエレベーターや大型コンバイン等を導入し、画期的な経営改革を成し遂げました。また、ブロックローテーション制度や大豆作りの技術は九州のトップクラスとも言える町でもあります。 30年ほど前は、特に小麦等の土地利用作物の農業経営は、多くの自治体から視察訪問を受けたものであります。 私は30年ほど前、今から農業経営が大型化し単調になる。でも農業とは百姓という名のごとく、単作であるべきものではない。農の伝統文化は継承すべきだと考えました。将来は野菜や果物を大量に生産して、東京や外国などの大型市場に出荷するスタイルと、地域で少量多品種を販売する市場とに二極化すると考えました。 このことから女性グループと仕掛けたものが、今、農協の前にあります直売所「とまと」であります。「とまと」創設のテーマは、もったいないと鮮度で勝負、女性の力を引き出すことでした。それがより発展的な施設として、筑前町農業のシ

	ョールームとして、また実験場として、さらに観光的視点を取り入れたのがみなみの里であろうかと思います。 一方で米価の下落に伴い、農家所得の向上のために何か手立てはないものかと模索している最中に、みなみの里の目玉商品にと見出したものが黒大豆のクロダマルでありました。 15年ほど前、九州向けの黒大豆を開発したとの経済新聞の小さな記事を見つけ、さらに開発した九州農研機構に問い合わせ、大分の発表会にも出向きました。キロ1万円からの種子20キロを購入し、近所の農家に村おこしを語り、一緒にやろうと栽培してもらったのが起こりであります。3年間栽培し、栽培品質、特に加工向き、九州にはない黒豆、枝豆ができると確信し、町の事業として取り組んだものでもございます。 筑前町は、隣の朝倉市のように、万能ねぎや柿栽培ができるような肥沃な農業の町であると思っております。しかし、九州での筑前町の米麦・大豆の生産はトップレベルです。この中で特徴を出しやすいのが加工と消費拡大と健康をテーマとすれば、大豆であります。わが町の地名にもふさわしいクロダマルであろうかと思います。 地域特性と多くの農家が生産、また住民に健康を貢献できる筑前クロダマル活用は、地域振興の起爆になり得ると考えたところです。 私は、職員やみなみの里、農家の方と一緒に、丹波篠山の丹波の黒豆の町づくりを視察いたしました。関係者の長年の努力によって、ブランド化された丹波の黒豆であります。多くの農家が生産に関わり、また、太宰府の参道のように、黒豆材料の飲食店が軒を連ねていました。私は、これが特産品による地域振興であると感動いたしました。 次に、特産品と6次化による産業おこしであります。 特産品を青果で販売するものと加工して販売する6次化産業を振興しなければなりません。これはクロダマルに限ったものではありません。本町平坦地の農地や山間地の農地の特性を生かし、今、芽生えつつある米粉のパン、サトウキビ、ニンニク等様々に町民からの、あるいは町内外の事業者の取り組みが芽生えつつあります。こういった新しい取り組みをしっかりと支援していく必要があると考えます。 次に、観光と農業です。 観光をテーマとした農業の一事例がみなみの里であります。出荷者も405人、来客数も延べ100万人、売り上げの約8割以上が筑前町産、売り上げも6億円以上と、本町の米の生産額の半分以上を超えています。まだ、伸びしろがあります。何よりも売り上げの伸びが、出荷者と消費者に評価されている証明だと思います。 観光とは、経済効果を伴わなければ継続しないと考えます。今、本町で観光事業として成り立っているのはゴルフ場、花立山温泉、それに芽吹きつつある古民家を活用した食事処、また観光いちご園、それにみなみの里などだと思います。 ここで注目すべきは、みなみの里を除いて、大半が町外、いわゆるよそ者の方の取り組みであるということです。今後、進んでいく高齢社会とグローバル化、それを念頭に置くと、農業と観光を結び付けるものの1つに、農の暮らしと観光農園が見えてきます。 今、本町の観光施設で外国人の入込が多いのは観光いちご園です。らいおんいちご園さんで、年間1,000人からの外国からの来園があり、好評とのこと。 私は、糸島市の取り組みを意識しています。あの海辺のカキ小屋が人気です。すばらしい取り組みだと私は思います。本町にはカキ小屋は似合いませんが、あの取り組みは参考になります。カキ小屋ハウスならぬ、いちごハウスはできると思います。 みなみの里を拠点にして、農の暮らしと観光と食の暮らしを表現し、ビジネスとしてなり得ることを証明し、全町に広げていくことが1つの夢でもあります。
--	---

	そのためにも、みなみの里周辺に観光いちご園、枝豆摘み取り、タケノコほりなど、物だけでなく、事を楽しむ農の空間を創出したいと考えます。町の至る所にいちご園があったり、農家レストランがある。また農の暮らしを楽しむ人が、そんな町を紹介できる情報拠点として道の駅を設置できたらと考えます。それが、「とかいなか」筑前町の魅力だと描きます。 次に、農業法人化の問題であります。 私は基本的に、米麦・大豆の生産は国策として、所得保障はなすべきだと考えます。農水省の調査報告によりますと、平成28年度の麦の10a当たりの販売収入は、1万1,000円であります。しかし、経営費は4万5,000円、大豆も販売額は1万4,000円、経費は4万4,000円であります。この市場原理だけに任せると、日本の大豆、麦作は消滅すると思います。本町でも風物詩である麦秋等の田園風景は過去のものになります。 こういったことから国は、食料の需給率、食糧安保、環境、災害時のダム効果等多面的な機能を有する水田のために、米麦・大豆等水田栽培の所得保障として支援金を交付しています。その額は、筑前町で年間約13億円であります。これは今後とも、幅を縮小する努力はしなければなりません、必要だと考えます。 本町は、効率化を求めて集団化を進めてまいりました。しかし、所得増大の取り組みまでには至っておりません。したがって、まず、元気のいい後継者のいる集団は、若者を中心に人を育成する。高齢化等、減退的な集団についてはテコ入れをする。そこで外部の人材、例えば、農業に関心を持つよそ者を地域で受け入れることや、女性の力をさらに引き出すことだと考えます。 従来の世襲的な跡取りだけでなく、新たに農業に関心を持つ人、さらには事業者などの力を活用することが重要だと考えます。できれば、受け入れ、住んで観光を取り入れた経営、あるいは事業者自らが農産物を生産し加工し、町内外に販売していく、を組み立てていく、そこに未来はあろうかと思います。そのための当面の生活支援等の公的支援は必要だと考えます。 次に、国も言っておりますが、重要なのが6次化の振興であります。個人による自前の農産物を加工販売する6次化、みなみの里のように地域の産物を集めてレストラン、弁当のように加工販売する6次化、さらには民間事業者が地元雇用を図り、本町の農地で栽培し、加工場を整備し、販売するという起業による6次化などには希望が見出せると思います。 商工会もクロダマルの優秀さは認めています。町内の食店舗の販売にとどまらず、町外にも積極的な販売戦略もなされております。 また、町の食生活改善としてのクロダマル活用は熱心です。女性の力が引き出せます。こんなチャンスはあまりないと思います。 次に、企業誘致にしても、従来の県の指導は自動車関連の誘致でしたが、4年ほど前から町の方針として食もテーマとするということで、今回のヤクルト誘致にも結び付いたと考えています。見学者が数万人見込まれるという施設です。ぜひ、記念館、みなみの里、いちご園等の食と結び付けたいものであります。 一方で本町南部の農地、特に県道筑紫野久留米線、いわゆる産業道路沿線は、海外輸出もにらんだ野菜栽培等による高度生産型の農業展開も可能性を秘めます。 以上、本町北部や南部、丘陵地帯には特産品を生かしたスローフードと特産品販売と加工工場、南部国県道沿線は高度生産型のゾーニングをイメージします。 他にもありますが、農を生かした町づくりに将来ありと確信いたしまして、熱い思いを持った方々と一緒になって、夢に向かって進めていきたいと申し述べ、答弁とさせていただきます。長くなりましたが、よろしく願いいたします。
議 長	石丸議員

石丸議員	町長の大きな構想に心からエールを送りたいと思います。 それでは、次から具体的に質問をしていきたいと思います。 先ほどより町長も縷々述べられましたように、本町の農を生かした町づくりの1つが、みなみの里であろうかと思います。 その中で、筑前クロダマルは米・麦に比べ、より高付加価値を生み出せることから、その活用は地域振興の起爆剤となり得るとして取り組まれてきました。ところがその後、耕作農家は増えていない。また、商工会の人によると、絶対数が足りないということでした。 生産体制が課題と思われますが、どのような対策を考えておられるのかをお聞きます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 筑前クロダマルにつきましては、議員が述べられましたように、一般の白大豆に比べまして加工用に適し、高付加価値が生み出せる新たな町の特産品となり得ると考え、今日まで推進をしてきたところでございます。 しかしながら、作付面積につきましては、横ばいの状態であること、及び近年の異常気象等によります不作によりまして、結果、収量低下となり、受注者の皆様にはたいへんご迷惑をおかけしているところでございます。 作付面積の伸びない原因といたしましては、本町が有数の白大豆の生産地でございまして、かつまだ白大豆の受注者からの増産要望などがありまして、結果、農業団体の施設利用を含め、協力が得られなかったことも大きな原因の1つではなかろうかと考えておるところでございます。 町といたしましては、現時点での明確な対策は見出せていないところではございますが、面積の伸びしろを枝豆販売や加工品への取り組みで、農家所得の向上を推進をするとともに、収量アップの取り組みといたしまして、本年度から普及センター等から栽培管理の技術指導などをいただきまして、単収増加の取り組みに取り組んでおるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	作付面積の拡張にはいろいろと課題もあるようですが、ご承知のとおり、クロダマルは食品としてだけでなく、健康食品としての価値を併せ持つ町の特産品です。だからこそ将来が不安視される本町の農業の救世主として、大きく育てなければならないと思っています。 そのためには生産体制の確立は必須の条件です。町もその認識に立ち、これまでも努力してきたとは思いますが、私は、努力は不可能を可能にする、そのように確信しています。今こそ為せば成るの気合いを持って取り組むべきことを申し述べ、次の質問に移ります。 この度、1億6,000万円をかけてみなみの里の弁当工房を新築し、約800食を製造できるスペースを設けるとともに、団体客にも対応できる飲食場所の施設整備計画がありますが、この事業を行うにあたり、民営圧迫の関係から町内業者への影響については、どのように考えているのかをお聞きます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今回みなみの里に建設中の弁当工房につきましては、先般よりご説明を申し上げましたように、地元産の米や野菜などを使った弁当、鉢盛等の製造を行うということを計画しておるところでございます。 コンビニやスーパーなどで販売されている弁当との違いを図るために、食において

	の事を見せるということを目的とし、こだわりのかまど炊き部屋を前面に配置し、目と舌で楽しんでいただこうと考えておるところでございます。 また、現在、対応できておりません大型バスの来場者のためにイートインスペースなどを設け、利用増加などを考えておるところでございます。 ご質問の民間圧迫の件につきましては、先ほど大型バス来場者への対応及び地産外商を検討しておるところでございます。 具体的には、町外へ販売を強化し、地域外からの外貨を稼ぎ、町内に循環、還元させるという仕組みづくりを目指しておるところでございます。 議員ご指摘の、町内の民間業者さんへの影響というのは、少ないと考えておるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	町内業者への影響については、少ないか多いかというのは、その立場によって見方は変わってくるものだろうと、そのように思います。 ところで先日、業者の方から次のようなことを言われました。 私たちは少ない利益の中から税金を払っています。町は税金を使って弁当工房をつくる。何か割り切れない思いを持っています。というお話でした。とても重たい話でしたので、その場では、その思いは伝えますとしか言えませんでした。 そこでお聞きしたいのは、この度の弁当工房新築による町内業者への配慮は当然ですが、それに加えて町内業者も潤うようなことは考えているのでしょうかということ です。 先ほどの回答の中で、大型バス来場者への対応とありましたが、その辺に何か考えがあるのでしょうか、お聞きします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 町ではみなみの里それから平和記念館を核といたしまして、ひいては朝倉地域全体の観光周遊を町外の皆様に楽しんでいただけるように、朝倉観光協会をはじめ周辺自治体として共同で取り組んでいることはご存じかと思います。 その中で、みなみの里では到底そういうものが対応できるものではございませんので、具体的にはまだ検討を始めておりませんが、今後は町内の業者様をはじめ、関係の皆様と検討を進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	町長
町 長	若干補足をさせていただきます。 みなみの里の実例に学ぶことは大事だろうと思っております。みなみの里の建設時、開設時もですね、周辺の直売所あるいは「とまと」さん等々の関係を非常に心配いたしました。それでもやっぱり共存共栄を目標にしてですね、進めてまいったところであります。 弁当についてもしかりであります。弁当もですね、筑前町のあの場所ですが出すがゆえに、多くの町内の業者の方があそこに出荷されております。その額のある事業者は1,000万から超しております。そういった方々がぜひ、ぜひ、みなみの里に多く出荷していただきたい。 みなみの里の販売の85%は町外の方であります。そういった方々と、よく弁当のおいしいみなみの里だと。そしてコンパスの芯をみなみの里に置けばですね、半径10キロの中にももちろん朝倉市、甘木町も入りますけれども、朝倉街道、筑紫、小郡、大野城、その大住宅、団地が含まれるわけでありまして。そこを視野に入れていけば、ますます発展性は広がっていく、そのことによって地元業者の方も相乗効果を出さなければいけないと、そのように考えます。

議 長	石丸議員
石丸議員	ぜひお願いしたいと思います。 言うまでもなく町が行う事業で、住民の中に不公平感が生まれてはならないと、そのように思っています。町内業者と競合するような事業については、細心の注意を払うべきことを申し述べ、次の質問に移ります。 28年度みなみの里の収支決算について、お聞きをします。 収入6億8,900万に対し、支出6億8,700万円で利益が210万円、率にして0.3%ですが、この数字をどのように捉えているのかをお聞きします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 毎年みなみの里の経営状況につきましては、6月定例会議会で報告しているところでございます。 利益率につきましては、確かに低い率となっております。 その理由として、地域振興に資する施設であるため、利用料等が他のスーパーなどに比較して低いこと、高齢者が元気で生きがいを持って働いてもらうことによる雇用対策を併せて進めていることなどがあります。みなみの里は株式会社であり第3セクターであるということです。 周辺の直売所、特に朝倉市、東峰村等朝倉圏内の直売所もすべて第3セクターであります。どこも最大株主は市町村であります。 第3セクターの目的は、地域振興あるいは地域インフラの維持であります。筑前町が運営に関わっている第3セクター組織には甘木鉄道があります。民間では採算性から撤退された鉄道事業を自治体等が支援しながら運営しているものであります。そのことで地域の維持が図られることを目的とするものでありまして、運営状況は、国、自治体の支援を今後必要としております。 みなみの里の設立目的は地域振興であります。行政が本来推進すべき施策を具現化する施設でもあります。会社栄えて地域住民が衰退するようなことがあってはなりません。地域振興の施設の意味合いを持たなければ、出荷者の手数料アップ、町外からの安価な商品の仕入れを行うことで、利益率を上げることは可能であります。それでは町内にお金が落ちず、地域内の経済が循環いたしません。施設の存在意味がないと考えます。 ちなみにみなみの里の出荷者が405名、出荷者へ手数料を差し引いた支払額が約3億9,000万、またJAを通じての米、大豆の仕入れが2,000万、社員69名の賃金が約1,000万円ほどとなっており、地域内にお金が落ち、地域内の経済循環を起こしております。これが地域の活性化だと思います。 このように町民が稼ぐことによって、そのことでまわり巡って税収増にも繋がっていきます。 このようなことを念頭に置きながら、町に負担をかけない経営、収支、また今後の維持補修、社員の待遇等を向上することは当然と考えます。消費税の動向、維持費等に注視しながら、手数料を今後とも検討していく必要があると考えております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	それでは、もう1点お聞きします。 平成27年度の利益率は0.9%、28年度は0.3%で3分の1に減っていますが、この原因は何でしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。

	平成27年度決算及び平成28年度の決算を比較いたしますと、人件費の増が顕著でございます。これは、低賃金に置かれておりました職員の給与改正及び、28年度より職員の交通費支給などを開始されたものが大きな要因と考えておるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	たいへん結構なことだと思います。労働者の待遇改善を図ることで消費を喚起し、それが景気回復に繋がり、ひいては税収の伸びへと好循環を生み出すことになると考えますので、評価をしたいと思います。 ところで、今、国が進めようとしている働き方改革の中に、非正規職員等の待遇改善があげられています。みなみの里でも多くの非正規職員が雇用されていますが、早晚人件費をはじめとする経費の増加は避けられないのではないかと、そのように思っています。 そこで懸念されるのが、今のままでの利益率では赤字補填も余儀なくされることも十分考えられます。対策等は考えておられるのでしょうか、お聞きしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 非常に経営の収支をですね、安定化させることが第3セクターの目的でもございますので、十分考慮しながら待遇改善等もやっていきたいと思っております。 人件費等の増大は今後、見込まれます。同時にですね、今、みなみの里の手数料は15%であります。近接の自治体は17%程度が、もう一般化しておるところでございます。また、消費税のアップも計画されております。 そういったところも十分睨み合わせながらですね、今後の待遇改善も図っていききたいし、収支の安定を図っていききたい。同時にコストダウンについても十分検討していきたいと思っております。以上であります。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほどから利益率の低い理由として、この施設は利益追求を目的としたものではない。そういうことですが、先般、町長は、これからの自治体は稼ぐ力を付けなければならない時代に入った。そのような認識を示されました。私もまったく同感だと思います。他の自治体の首長も同様の認識なのでしょう。聞くところによりますと、多額の寄附をされている施設もあるとのこと、本施設も税金を投入しているわけですから、その恩恵は広く町民の共有するところでなければならないと思っています。 そのためにも利益を増やし、町に還元することで、町民の理解、支持も得られるものと考えますが、町長の考えをお聞きます。
議 長	町長
町 長	私はいつも稼ぐ力を蓄えるということは重要だと。また、今回、町長に就任させていただいた折にも、そのことは前面に出しております。その稼ぐ力とは、もちろん住民の方々の稼ぐ力であります。同時に併せて、町自体も稼ぐ力を、できるところはやっていこうというところでありまして、民業を圧迫しないように、町は取り組んでいくべきでありますし、町民の方々がより稼いだことで、周り巡って税金が増収になると。そういった町づくりを進めていくのが必要だと考えております。 したがって、他団体もですね、他の自治体、ただ既施設の直売所におきましてはですね、まだまだそこまでの余裕がないようでございます。 ある遠方の直売所におきましては、かなりの額を寄附しているという話も聞きますけれども、まだ、うちのほうでは待遇改善とか、そういったものを優先してですね、取り組むべき、もっともっと組織の体力をつける時期だと考えておりますので、そういったところに重点を置きながら、運営を会社のほうに要望していきたいと思ってお

	ります。
議 長	石丸議員
石丸議員	分かりました。 それでは、この度の弁当工房事業について、もう少しお聞きします。 まず、この事業による売り上げは、どの程度見込んでおられるのかをお聞きします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先般の地方創生拠点整備交付金事業の際にもご説明を申し上げておりましたが、現状につきましては、今の現状が、直売所販売それから予約販売、鉢盛販売等々を含めまして、約3,000万の売り上げでございます。 今回、弁当工房建設に伴いまして、町外販売や繁忙期に対応できなかった分の受注、それから新たに惣菜販売などを含めまして、倍増の約6,000万円を売り上げ目標としておるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	今度の新しい弁当工房で6,000万ということですね、はい。 1日800食、弁当ができるということですね。単純に500円で計算しても、どうなんでしょう。6,000万というのは非常に少ないんじゃないかなと思います。 単純に弁当を800、1日に作って、年間に、それだけでも私は1億2,000万ぐらい、いくんじゃないかな、そのように思っていますが、見積もりを高くするというのはどうかと思いますけれども、この金額はちょっとひどいんじゃないかと思いますが、町長、どうでしょうか。 弁当だけでも1日800食の計画なんですよ、それが仮に500円としてもですね、1年間にしたら、それだけでも1億2,000万ぐらいいくんじゃないかと、私は思っていますが、どうでしょうか。
議 長	町長
町 長	800食というのは、算出根拠として365日、毎日ではないということを前提としております。 それとですね、売り上げが6,000万ということを出しておりますけれども、当然、今、レストラン等で弁当を作っております。その分の弁当をこちらのほうに移管いたしますので、また、レストランの増収も当然、図り得ると、そのようにも考えております。 そういったところで、6,000万のプラスアルファのですね、売り上げが今後考えられると計算しているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	分かりました。 ご承知のとおり、この種の事業は、いわゆる水物と言われるように、当初計画を下回る見込みで発生する場合があります。6,000万ぐらいでしたら下回ることはないと思いますが、経済が生き物である以上、当然リスクも考えておかなければなりません、そのような議論はされてきたのでしょうか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、この弁当工房を計画するにあたり、一番は現在のみなみの里の売り上げ推移を参考にさせていただいたところでございます。 2011年、平成23年の弁当等の売り上げ実績においては、約1,600万円でございます。が、5年後の2015年、平成27年でございますが、約3,300万の2倍の伸びとなったところでございます。

	また、町外に配達していない現状を、さらに朝倉市、小郡市、筑紫野市と、さらには太宰府市、大刀洗町などに配達エリアを広げることにより、売り上げアップや鉢盛の予約販売などを受けることができると考えております。 また、新規で取り組む予定といたしまして、弁当のおかずなどを真空パックによる惣菜販売などを見越し、この売り上げ目標を設定したということで、議論をさせていただいたところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	本来でしたら、このような議論は提案の時点で、様々な角度から問題点を洗い出し、予め、きちんと俎上に載せ、議会で議論すべきであったと、今、反省しているところです。 その上で、本事業のような政策効果の見極めが非常に難しい、そのような事業への税金投入は、私は考えなおすべきだと思っておりますが、町長の考えをお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 農業の重要性については、議員も十分ご認識だと思います。 その証拠に国策といたしまして、先ほども述べましたけれども、水田対策として毎年13億円、並びに議会のほうでも承認、可決いただいておりますけれども、町等の予算が約、農業関係で6億円。このような膨大な事業費、国税、県税、町税を使ってですね、農業の振興を図っていかうとしております。 しかしながら、このみなみの里につきましては、毎年の運営費等については何ら今、助成はしておりません。そういった中で、これだけの投資で、売上6億、7億が見込めるとすれば、私は積極的に町としたしましても、こういった事業に取り組んでいくべきだろうと、そのように考えているところでございます。 ただ問題なのは、赤字の垂れ流しでございます。ぜひ運営等についてはですね、会社で責任を持って収支を取ると、そのことを前提に進めていけば、むしろ町がやらなければいけない事業等をですね、積極的に取り組んでいただきたいと思うところであります。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	本町は、これまで合併特例債を活用し、将来を見据えた下水道事業をはじめ、インフラ整備を進めてきました。 その結果、住民は安全・安心、快適な生活を享受するに至っています。まさしく、今日の地方自治体の財政状況からして、これほどの事業は補助金なしでは不可能であったろうと思います。 そういう意味では、有利な補助金活用は当然であろうと考えますが、同時に補助金といえども国民の血税に変わりはないわけですから、その活用には責任を負わなければならないことは言うまでもありません。 そこでお聞きしたいのは、この度の新規弁当工房事業についてですが、この事業は地方創生絡みの有利な補助金を活用したのですが、これまでのインフラ事業とは本質的に異なる不確定要素を含む事業であると、私は思っています。しかも、当初計画だけでも町の負担は4,000万、最終的には倍近くになるのではないかと考えていますが、町長にお聞きます。 この事業の将来性や費用対効果等について、どのような調査検証を行ってきたのでしょうか、お聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 これは、非常に国策にも沿ったものでございます。地方創生というのはですね、か

	つて私が記憶している限りでは、30年ほど前のふるさと創生に近いような国の施策だろうと思っております。計画策定については、満額国税を投入してくれました。 また、地方創生についてもですね、2分の1は直接交付金、残りの2分の1は起債をおこして、なおかつ2分の1は面倒見ようという、極めて有利な財源充当補償でございます。 ここまでやって、単なる予算ではなくて、国は法制化いたしました。法制化することとは、その期間については、財源を保障するということであります。ぜひ、国のほうにとっても、地方の人口問題が極めて重要であります。その人口問題の最たるものは、やはり雇用であると。だから産業を起こせということで、税金を投入されているのが現状だろうと思っております。 したがいまして、このような時期においては、やはり国策をうまく活用し、地域の振興を図るべきということで、こういった弁当工房等にも事業の実施を計画したところでもございます。地方創生がなかったら、たぶん、こういった事業は起こり得なかったと、そのように考えます。 全国で様々に今地方創生が取り組まれております。失敗、成功も様々に議論が起きているところでもありますけれども、今は、国はトライセよと、そのような考え方でございますので、町も費用対効果も十分検討しながらもですね、挑戦していきたいと、そのような考えで実施をさせていただきたいと思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	地方分権が叫ばれて、久しく、かなりの時間を経過しましたが、その実感はあまりありません。 言うまでもなく、地方分権の趣旨は地方へ権限を移譲することで、地方のことは地方で考え、地域住民の発想力と想像力をもって地方の活性化を図る。それは同時に、小さな政府が求められていることでもあると、私は考えています。 そういう意味では、町においても同様で、民間にできることは民間に移譲し、行政のコンパクト化を推進すべきであろうと思います。 そこで、みなみの里ですが、形としては株式会社ですが、実態は町の直営になっていることから、町民の中には、いつまで町が関与するのかという声も聞かれます。そろそろ自立の方向で検討すべきと考えますが、町長の見解をお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 25年ほど前、町は夜須中学校の前、農協のですね、野菜直売所「とまと」を開設いたしました。その開設に、町は積極的に、主体的に携わってまいりました。施設建設、運営方針等町が立ち上げ、その後、JAに運営を移管いたしました。 また、めくば一る前のですね、「いちご」につきましても、当時、三輪町のほうがですね、役場のほうで立ち上げたわけでございます。その後、町から出荷組合等へ運営移管を行いました。現在は公営ではなく、共に民営であると思えます。 両施設とも目的に沿ってそれぞれ運営がなされておりますけれども、町としての農政振興策が反映しにくい形になっていると、そのように私は理解しております。 また、他施設の直売所においても同じ傾向であると思えます。 みなみの里は商業観光施設であると同時に、町の地域振興策を実施する場、また実験場でもあります。 具体的な事例を一部あげますと、町との連携事業として地方創生事業、町村フェアの参加、役場各課からの事業要望や地域からおこしのかかし祭り、大国まつり等へのイベント参加、婚活事業、買い物支援、学校給食の材料提供、ふるさと納税、中村学園大学との共同研究、県庁からの事業協力などがあります。このように役場の多く

	の施策との密接なかかわりがあります。 また、みなみの里は本町の米、大豆を使った米粉パン、クロダマル、白大豆であるフクユタカを使った豆腐など、6次化の実験も採算性を含めて実施しています。これは多くの視察者もみえているところであります。 また、農家、商業者等のショールーム的な役割も担っております。自前の商店で開発した食品をみなみの里で販売することで、売り上げ拡大されている出荷者も多くあります。こういった取り組みは、採算が取れない分野が多いわけですが、地域振興の目的で、町の施策を代行しているともいえます。 また、みなみの里は社員の努力もあって、マスコミへの露出度が高いということでもあります。今年だけでも復興弁当、かまど炊きごはん、クロダマル枝豆等が、新聞、テレビ、ラジオ等で報道されました。よく町外で、みなみの里を知っているという声を耳にします。これは何よりも食の町、筑前町のPRであります。 民間施設では、こういった宣伝は、マスコミ等があまり取り上げてくれません。 それから、今回、出荷者にアンケートを取ってみました。出荷者の90%の人が、こんな施設ができてよかった。 その理由として、一番に収入が増えたことであります。定期的な出荷者337人の平均売上額は116万円であります。多い人は1,000万を超えています。 2番目に、元気になった。消費者とのふれあいで生きがいが増えたということでもあります。 3番目に、作付けを増やした、4番目に、病院に行く回数が減ったというものであります。出荷者は60代、70代が65%を占めます。大半が国民健康保険者です。 また、社員69名のうち67%が女性、また、60歳以上の雇用率が38%と、女性と高齢者が活躍する職場の創出であるともいえます。 こういったものも町の施策と合わせながら、みなみの里の運営方針として促進しているところであります。こういったことは、民間企業の取り組みとしては困難な部分が多いと思います。 農業関係の国県等の財政支援は、所得安定のために交付金が約13億、町の予算が6億程度、先ほど申し上げたとおりです。 このように農業の重要性に鑑み、国策としても積極的な支援がなされております。したがって、町といたしましても、町に運営負担をかけずに地域振興が促進できる施設として、現行方式を継続する必要があると考えます。以上であります。
議 長	石丸議員
石丸議員	みなみの里は売り上げ6億円以上、出荷者数400人、来客数も100万人、まさに町の活性化を牽引するまでになりました。思えば、田頭町長が企画時代から関わってこられた、いわば創業者としての思い入れのある施設だけに、それはひとしお感慨深いものがあるかと察するところです。 が、大事なことは、事業の継続です。そのためにトップは後継者、人材育成に心血を注ぎます。 そこでお聞きしたいのは、町長がみなみの里の社長に就任されて9年目になります。この間の実績は認めるところですが、町長は常々、あまり長く続けると考えが硬直化し、活性化が失われるということから、どんなに優秀な人材でも5年以上は同じところに置かない、というのが町長の持論です。 その考え方に立てば、そろそろバトンタッチの時期ではないかと思っていますが、町長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	みなみの里は第3セクターであり株式会社でございます。株式会社の最大株主者がやはり社長を務めるというのは常識でございます。 第3セクターであります甘木鉄道につきましても、最大株主の朝倉市、そして朝倉市を代表する市長が社長でございます。 したがって、このような第3セクターにおいては、最大株主の株主事業者が社長を務めるべきだと。そのことによって、株主の思いがより反映されるということだと思っております。 私も初代の社長ではございません。これは立ち上げる前から、施設ができる前から会社は設立いたしましたので、初代の会長は前町長でございます。 したがって、町を代表する首長がきちっと社長を務めるべきだと、そのように私は考えます。 私は、議員の方と同じようにですね、4年ごとの洗礼を受けるわけでございます。そういった洗礼を受けて首長になった方、議員になった方が責任を持って社長となり、そしてこの場で議論すべきだと、そのように考えます。 したがって、私が永久に町長するわけでは全くございませんので、その辺は交代が十分に起こり得るということ、私の考えとして述べさせていただきます。
議 長	石丸議員
石丸議員	そういう仕組みということですので、今後お願いしたいと思いますが、ただ、町長は常々、先ほど言いましたようにですね、同じ人間が長く続けるということは、メリットもあるけれども、デメリットとしてそういう活性化が失われるということから、私は、5年以上は置きませんよということでしたので、お聞きしたわけです。 ですから、町長選挙を得たということですから、確かにそうでしょうけれども、そうであっても、やはり長くすることによって、そういうところは、若干やっぱり危惧されるところがありますから、例えば、活性化が失われるとか、いろんなところはですね。そこら辺については、町長十分に注意されてやっていくと思いますけれども、よろしく願いをしておきたいと思います。 今日の厳しい財政状況の下で、いかに有利な補助金を活用するかは、自治体の手腕が問われるところです。 本町ではこれまでも有利な補助金を活用し、数多くの事業を進めてきましたが、仮にも今なら有利な補助金が付くからなどの、補助金ありきであってはならないことは言うまでもありません。 行政の目的は福祉の向上、さらに言えば住民の利益追求であると、私は考えています。その意味では結果を出す以外に、町民の理解、支持は得られないことを申し述べ、今回は大きく2点の質問を準備しておりましたが、時間の関係で、1点目については次回に回したいと思います。 以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、7番 石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 午後13時より再開します。 (12:05)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	11番 福本秀昭議員
福本議員	通告に従いまして2点、里道について、並びに保育所についてということで、質問

	を順次進めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。 まず、里道についてということで、質問をいたします。 道路は、その重要度によって、国道、県道、里道の3種類に分けられ、国有地とされ、県道は知事が、市町村道は市町村長が管理するようになっています。その際、重要な里道のみを市町村道に指定したため、それ以外の里道については道路法の適用外で、国有のまま取り残された形となりましたが、そこで町づくりの中で整備を進めていくためにも、里道の管理は避けて通れない点ではないかと思っています。 道路として機能していない道路の実質的な維持管理を国は原則行わない、周辺の住民任せになっています。圃場整備がされてない地域で見受けられる、里道の今後の管理について、お尋ねしたいと思います。 ①まず、本町内で里道と位置付けてある箇所数は、どれだけあるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 里道とは、議員ご承知のとおり、法律上の道路区分に当てはまらない、いわゆる認定外の道路でございます、法定外公共物ということの名称を用いております。 そもそも道路も様々な種類がございます、先ほど議員がおっしゃられました一般国道、高速道路、県道、町道などは道路法によるものでございます。 農道に関しましては、土地改良法に基づく農業用道路、森林法に基づく林道など、道路は基本的に何らかの法律に基づいております。 しかし、中にはですね、法律に根拠がない道路、いわゆる法律上の道路区分に当てはまらない道路の1つが里道ということになります。 これらにつきましては、以前は国有財産でございましたけれども、平成12年に施行されました地方分権一括法に基づいて、機能を有している里道等の法定公共物は、平成17年3月末までに国から市町村に譲与されたものでございます。 その中でも機能を失っている旧法定外公共物につきましては、平成12年4月以降も国有財産のままのものもある状況でございます。 さて、議員ご質問の里道の箇所数の件でございますが、里道につきましては、先ほど申し上げましたように法律に当てはまらないものでございますので、例えば、町道であればですね、1つの道路、いわゆる路線として判断はできますけれども、里道につきましては、図面上に明記してあるだけで、明確な位置付け、起点とか終点などがはっきりと判別できないため、詳細な箇所として、いわゆる路線等としての把握につきましては、なかなか困難な状況でございます。 したがって、全町の図面からですね、図形として、里道として判断できそうなものは、トータルの長さは、かなり多いとしか申し上げることができませんけれども、箇所についても、はっきりとした数字ではございませんが、おおよそ箇所は3,300カ所ほど確認できるようでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	担当課にお尋ねをさせていただきましたところ、今の回答どおりだろうというふうに思っております。 本来は大体延べで、距離を大体合わせて知りたかったんですけども、距離をつかむのにはちょっと時間も相当かかるだろうということですね、それはいいということですが、基本的に幅員かなんかは何かベースにあるんですか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 町道であれば当然道路台帳に載せておりますし、幅員管理もさせていただいており

	ます。 里道につきましては、特に幅員管理というのはございません。図面に明記してあるだけで、現地でもう測るということしか手立てはないというふうなことでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	一応3,300カ所、概ねですね、そういう報告をいただいたわけでございます。 所有者は国で、管理は、その里道が所在する市町村が行うことになっています。道路として機能している里道については、所有権が市町村に無償移譲され、道路として機能している里道の所有及び維持管理は、引き続き、市町村が行うことになっています。 そういうことで、この問題を取り上げたのは、どうしても里道の周辺、沿線の方にもどうしても管理が長い間、沿線の方で管理されてきた経緯があるわけです。 もちろん、舗装がされてないということで、やはり他の畦畔の草刈りの回数を同じく里道も管理、草刈りの作業もしていかなければならないということで、今後、そういう対応ができないときに、それが野放しになったり、放置されたりする可能性があるということですね、やはり管理の手前、これが将来問題になってくるということで、今回この問題を取り上げさせていただいたということでございます。 ②の質問に移ります。 今後、手を加えない限り未整備の姿で残っていくのではないかと懸念をいたしております。 町として、里道対策の指導的な考えはあるのかということでございますが、これは、後で担当課長からお話がありますけれども、地元としてもですね、それなりに指導を受けながら、今後、対応しなければならぬと思いますし、それをまたさらに、次の世代に引き継いでいかなければならないという問題もあろうかと思います。 里道が町の所有であれば、町に管理責任があり、里道上でトラブルがあれば町が責任を負うことになると思われます。管理すべき里道があり過ぎて、町が管理しきれない場合も多く、誰も通らない道など、ほったらかしにされるのが現状ではないでしょうか。 その里道が、町の所有物かを確認し、そうであれば、当然、町の管理を求めることができます。国の所有物であっても町が管理を委託されている場合もあるかもしれません。言葉は悪いですが、町民が強く出れば、やってもらえるかもしれませんが、何もしなければやってもらえないと、冗談交じりに話される方もおられるわけです。 町としてですね、里道の対策、指導について、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 現実問題としてですね、里道等の管理につきましては、先ほど申し上げましたように、法律上の道路法とかですね、河川法に適用または準用されてない土地でございますので、いわゆる地域に密着した道路ということで、主にですね、地域住民の交通のように寄与していますために、実際はですね、地元の方々に管理していただいているのが、全国の市町村で一般的でございます。町でも同様に里道の補修や維持管理などは積極的に行っていないのが現状でございます。 しかしながら、町としてもですね、防災の観点からも、例えば、占用協議とか、特に安全上の問題や危険性があると判断するような事態になれば、対策は講じなければならないというふうには考えております。以上でございます。

議 長	福本議員
福本議員	この問題はですね、地元で話し合いを持った機会があったわけです。 しかし、とは言ったもののですね、どうしてもやはり沿線の関係する人に相談をしていくという他はないわけなんです。それで管理する回数も畦畔と同じ回数で管理しなきゃならないということで、やはり、どうしても沿線の方の積極的な協力とかなかなか得られないわけです。ましてやこれを町道に格上げするとすれば、やはりきちっと4m以上の幅員を確保しなければ、その対象にはならないわけですね。 そういうことで、やはり問題が大きすぎるということと、③で質問をいたしますけれども、これも併せてですね、ご検討をお願いしたいと思います。 では、次の3番の質問でございます。 里道を挟んだ両沿線が平等な努力があれば、解決できたのではと思いますが、どうしても片側だけに負担がかかるために、前には進みません。水路が絡んだ里道の場合、拡幅問題は困難で、他に得策はあるのかということで、こういったケースの場合にですね、水路が里道と並行して設けられておるという場合に、片や民間の敷地、そして片側が、例えば、更地なり田であればですね、どうしても田側が協力しないと、100%協力してもらえないと、この町道格上げはできないということになるわけです。 おそらく4m以上を確保すれば、きちっと舗装なりそういった形で整備が前に進むわけですが、どうしても農地側に100%の負担をお願いするというのは、非常に困難であると。 片や民間の敷地というと、民間の敷地はやはり限られた建物も、もちろん構造物もあるということでですね、やはり、どうしてもこの話を進める上では、なかなか厳しいという状況下にあるわけです。 そういうのをやはり絡んでの里道の問題解決というのは、非常に困難であるということがはっきり言えるわけです。 里道のままとされた道路は、小さな路地や農道、林道など、市町村道に指定された道路は市町村の道路台帳に登録され、実質的な道路状態の管理や維持が行われましたが、未登録の里道は、その多くの記載があるのみで、実質的な維持管理は周辺の住民任せで放置されていたのが実情で、廃道状態のまま使われなくなった里道もあり、また長年の間のうちに、道路として機能していない里道については、一括で用途廃止された上で管理が財務省へ引き継がれ、なお道路として機能していない道路の実質的な維持管理は周辺の住民任せになっています。 このような道路として機能していない里道は、それを事実上、占有している者が財産管理上必要とする場合には、財務省から払い下げを受けるか、また事実上の占有状態が10年から20年を超え、長年であれば公共用財産の取得時効することになるとも言われています。里道の周辺地域特有の問題を抱えています。 ここで町長にお尋ねします。 町長に、里道に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、建設課長が報告いたしましたように、3,300カ所からある里道であります。これを町の財政状態等々からですね、管理することは、まず無理だろうということは言えるかと思います。そこまで、この道路に集中した予算を充当することは、他の施策ができないということになりますので、それは無理だろうと思います。 同時に国のほうもですね、この道路については、いわゆる交付税措置をしてないわけですね。いわば町道であれば地方交付税措置をする。交付税措置をする対象という

	のはですね、やっぱり国が認めた事業であるということなんです。したがって、こういった里道については、従来の慣行に委ねることが現状的な考え方だろうと思っております。 よく自助、共助、公助と言いますが、やはりここはですね、基本的には里道というのは、地域の自助に委ねざるを得ない。これは、草刈り管理と同じような考え方だと思いますけれども、そういった自助力でですね、やはり基本的には管理をしていただきたいと思いますところでもあります。 先ほど課長が言いましたように、その路線がですね、ぜひ町道的な意味合いを持つような路線になったということになればですね、当然、町としても道路認定をして、その後、管理等に関わっていくということになるかと思います。 したがって、基本的には里道、大変な問題が地域、地域にあるかと思いますが、町道にしたっていいじゃないかという里道もあるかと思いますが、その辺のことは、どうしても、やっぱり町道に認定されないと、我々としては、税金は投資しにくいということになるかと思いますが、ぜひ、ご理解をお願いしたいと思います。
議 長	福本議員
福本議員	町長の言われることは、まさに実態と言いますか、の上でのお話だというふうに思います。 確かに地元でですね、里道を使っておる状況とすれば、犬の散歩道あるいは近道、公民館に行くとかですね、やっぱりそういうときの近道に利用されておりますけど、しかし草切りは、私、最初、何回も申し上げますように、畦畔の草刈り回数と同じように刈っていかなと、それを、いや私は関係ないから、もう野放しにという、やはりみんな迷惑のかかったりですね、やっぱり環境問題等もございますし、そういう面ではやっぱり区長さんたちが努力されて、協力していただいておりますので、環境の保全が曲がりなりにもできておるということですけど。 やはり必要な道路を将来整備して取り組むとかいうとですね、また、それなりに区長さんを介して、その体制で要望を進めて、実現に向かっていかないといけないというふうに思っておりますので、この問題はですね、やはり一步一步ご指導をですね、やはりいただきたいというふうに思っております。 そうしないと、関係者だけですんなり前進すればいいんですけども、やはり、そこは助言、サジェスチョンをしていただくということが大事ではないかなということを思いますので、担当課の方、今後ですね、これは私のところだけにとどまらず筑前町全体でですね、ご指導なり、そういうことを考えていただきたいということで、この里道の問題については終わりたいと思います。 2点目は、保育所について、質問をさせていただきます。 国は、幼児保育には消費税2%値上げによって、無償化の方向へと来年の夏には結論が出るそうです。無償化だけを捉えると歓迎されますが、保育に関する取り巻く環境は厳しく、保護者の要求が高まり、育児支援政策がさらに多様化してまいりました。現実、現状しっかり捉えて、こども課は受け皿を広げられての事業に取り組まれています。通常の保育だけにとどまらず、地域子育て保育支援事業として、拠点2カ所、あいあい並びにたんぽぽ、それにファミリーサポートセンター事業、赤ちゃんの駅事業、病後児サポート事業、幼児版ことば教室と、広範囲の事業に取り組まれています。 保育所の実情や地域性などに応じて、創意工夫を図り、保育所の機能や質の向上を努める保育所の方針について、お尋ねします。 ①保育児の定員増の状況と聞き及んでいますが、実態はどうなっていますか。保育職員数並びに分担がうまく機能しているのか、あるいは定数増による課題はないのか、実態についても併せてお答えいただきたいと思います。

議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 まず、定員に関するご質問と捉えて、お答えさせていただきたいと思います。 各園の入所状況ですけれども、町内４カ所の民間保育所と１カ所の公立保育所がございます。 各園で申し上げますと、篠隈保育所のほうが定員１３０名のところ、今年度４月現在で１６０名、それから、なずな保育園のほうが定員１２０名に対して、４月時点で１３０名、それから白梅保育園が定員１００名に対し１２２名、あさひ保育園が、この４月にオープンいたしましたけれども、９０名定員のところを７１名となっております。ただそれが、１０月、１１月にかけて、少しずつやはり入所者数のほうは増加しているところです。 また、この５カ所のうち３カ所において、保育所が定員を超えて入所している状況になっておりまして、入所率についても、篠隈保育所それから白梅保育所については１２０％を超えている状況です。 また、保育所の入所希望者の増に可能な限り応えるため、保育基準の１人当たりの床面積基準や保育士の配置基準を満たすことを要件として、定員を超えての受け入れをお願いしている状況であります。 現状では子どもの増加に伴って、保育士さんの確保が課題となっております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	定数の報告をいただきましたが、この定数の毎月のですね、定数を確保されてきておりますけれども、毎月人数が違いますね。これはどういう原因でしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 毎月、月報という形で、各保育所のほうからこども課のほうに報告をいただいております。その中では、やはり転出、転入または退所という方もおられますし、また３歳以上関しましては、保育所から幼稚園への転園という方もおられます。状況としては、そういったところが多いかと思います。 出生がありましたら、また０歳、１歳とか、低年齢が増えていくということで、変化はしてまいります。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	ご報告ありがとうございます。 これは、こども未来課の事業の内容で、毎月のやはり利用者の報告をいただいております。 確かに、こども課ではいろんな、幅広く取り組まれているなという思いがしておりますし、これは、例えば、ミラクルームですね、利用、これが小学生が４名で中学生が３名ということで、いわゆる子どもの居場所の対応だというふうに思います。 確かに、これは中学生もおられると思うんですが、やはり子どもが保健室ですか、保健室なりそういうところで、子どもの安心した居場所ということになると思うんですが、これは、こども課では、どこに場所を置かれているんですか、拠点は。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 ミラクルームは教育課が入っておりますこども未来館がありますけれども、あちらの教育課の事務室の横と言いますか、トイレの横に小部屋を作っております、そこに本とか机とか椅子とかを置いておりまして、そこで自由に過ごせるような場所を設定しております。以上です。

議 長	福本議員
福本議員	そうしますと、対象者の声は聞かれたことがあります。例えば教育課の前のこども課と言いますか、隅のほうと言うと失礼ですけども、利用されている部屋で、子どもが本当に安心して、そこに居場所として、やっぱり子どもは満足ということじゃないかもしれませんが、子どもには何も不自由なく、そこにおいて、やはり、少しでも楽しいと言いますか、思いをしていただくとか、そういうことで子どもからの声は聞かれたことはございますか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 ミラクルームの利用者は議員が言われますように、小学校から中学生までいらっしゃいますが、どちらかと言いますと、やはり精神的に不安定な状態の子どもさんが多いです。 そういった中で、安心であったり、安全であったりというのは、こども未来センターとしても、こども未来館としても注意を払っておるところです。 子どもさんの状況としまして、やはり不安定な状況の中でたくさんの、2、3人の中で一緒に過ごすというよりも、個室的なところで、あまり広くないところで静かに、そして、家から離れたところ、そして学校でもなく、いろんな制約から逃れられたところと言いますか、そういったスペースを好む子どもさんも多いかと思います。 そういった環境を整えるために、やはり、ある程度、未来センターの職員も目が届きますし、しかし、べったりくっついていない状況でもないし、また孤立もしていないような状況、環境は作っておるところです。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	ミラクルームを利用して、子どもが少しでもね、学校に行けなくて、やはりそこで過ごすことで、子どもなりに少しでも精神的にもやっぱり回復と言いますか、してほしいなという期待をするわけですが。 これは次の質問でお願いしますが、保育上の重点目標等は保護者に説明を行い、理解や協力を得られているのかということで、保育所に行きはじめての頃は不安が当然のように、日々の成長並びに指導内容等について、家庭へ知らせることの通信による連絡のやり取り等を密にやっておられるのかということですね、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育の取り組みの重点目標でありますとか、または保護者への説明についてですけども、各保育所で、子どもの発達過程を踏まえまして、保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう、保育の目標を達成するために保育の基本となる保育課程を、それぞれの園で編成し、それを具体化した指導計画を作成してあります。 よって保育の内容については、各保育所で独自の保育理念に基づいて指導計画を立てられ、クラス別で担任により、個人、園児のですね、個別計画や記録が行われております。 これは、保育所の特徴とか独自性というものがございまして、取り組み内容については、行政の関与は行っておりませんが、各園でそれぞれ取り組まれています。 また保護者への説明等は、例えば、入所時のしおりでありますとか、また入所前にも各保育園で、保護者の方が情報を取りに面接や保育園のほうに出かけられたりしてありますので、そういったところの情報収集や、また入所されてからは各クラスでのおたより、また保護者会や研修会等を通じまして、保育所の指導計画やカリキュラム、行事予定などを細かくお知らせをされてあります。

	また、連絡帳とか日々の相談などでも保護者との連携を密に取っておりまして、保育に関する質問とか、また保護者の育児不安などに対しまして、個別に担任や園長先生などから話を聞かれることも可能になっておりまして、非常に細かく各園で対応されているかと思います。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	ミラクルームの件なんですけど、これは不登校等受け入れをされておるということですけれども、やはり学校とですね、やはり連携をしっかり取っていただいて、情報を交換していただいたらというふうに期待をしたいと思います。 それから、この表では、確かに連絡、やっぱりこども課に来る連絡がかなり多いんですよ。もう多くて1,362件の連絡が入っておるという報告もいただいております。 それで、これをトータルして、ほんと大変だなという、この中で大体どういった問題が一番浮き彫りになっておりますか。問題として、保護者からのお尋ねとかですね、そういうものの一番問題になるのは、どういう内容ですかね。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 相談件数や対応件数は未来センターが中心で対応しておりますが、家庭相談員のほうがしっかり対応をしておるところです。 電話でありますとか、直接に来所されて来られたり、というところが多い件数に上がっておりますけれども、幼稚園や保育所や小中学校とも連携しておりまして、そういった中で、保護者の方から直接、やはり非常に家庭状況、家庭環境が急変したために、子どもの状態、非常にイライラしているとか、そういった状況が出てきたというふうなことで相談があったりとか、また逆に、そういった関係機関のほうから、ちょっと子どもの様子が気になるけれども、どんなもんだろうかということで、その対応についてのご相談があったり、また最近では保護者の方の精神疾患も含めまして、疾病により養育状況が不安定であるという方が増えてきているように思います。 そういった家庭への支援も、やはりこども未来センターだけでは難しい状況となっておりますので、町内の各関係機関、健康課も含めまして、保育所、幼稚園、小中学校と、あと児童相談所や警察関係とも連携を取りながら、細かに連絡をやっておる件数が、そういった件数で上がってきておるところです。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かに連携を取りながら、やはり各機関の効果をもち寄ることが大事だろうというふうに思いますので、今後も頑張っていきたいというふうに思います。 では、③の質問ですけれども。 一見、普通で他の子と区別がつかない、だけど、ちょっと気になる子とか、1対1だと問題はないけれど、集団の場になると目立ってしまう子といった、子どもたちの中には発達障害児も含まれている可能性があるともいわれ、健常児との差がほとんどないけれども、発達障害を持っており、そのために支援を必要としている子どもが、知的障害のない発達障害児である。以前であると、軽度発達障害児という呼び方もされていましたが、彼らが持っている問題は決して軽度ではなく、しっかりとした支援を行っていくことが、健全な発達には必要なことではないかと思われま。 つまり、彼らは、知的発達の遅れなどがいないために、見た目も能力も定型発達の子どもとほとんど変わらなく、逆にそのために発達の問題から出てくる問題行動を、わがままとか、しつけがなっていないと取られてしまうことが多く、かえって問題が複雑になり、適切な支援を受けることができず見逃してはいないか。 そこで障害保育の受け入れ体制に問題はないのか、発達段階に応じた保育の充実は

	図られているのか、また、対象者は何名ぐらいおられるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 障害児保育について、お答えさせていただきます。 障害児保育の場合、障害児さんの人数による保育士の加算というのが国の補助基準でございますが、それが行われている保育所は町内2カ所となっております。 しかし、これは診断が下りた子どもさんに対するものが主になっておりますので、議員が言われますように、もしかしたら、その可能性が高い、ひょっとしたらというような子どもさんの人数には入っておりません。 そういった可能性のある、発達障害の可能性のある子どもさんの人数が増え、各園でそれぞれに対応はされているところです。 保育所は、家庭で保育できない状況にある子どもさんを集団生活で、集団保育という場でお預かりをしております。障害の訓練施設とは異なりますので、専門の訓練職員がいない状況です。 しかし保育所では、障害のある子どもさん一人ひとりの発達過程や障害の程度を把握し、安全に配慮した環境の整備を行い、他の子どもさんとの生活を通して、共に成長できるよう、日々の保育が行われているところです。 例えば、言葉かけにより、それだけでは伝わりにくい子どもさんの場合は、1回1回絵を示しながら行動を促していったりとか、パニック状態になるような不安定な原因を職員間で探し出して共有され、その状態をまた、落ち着かせる方法なども、保護者の方と連携を取りながら情報を共有して、園での対応などもされております。 そのためには、やはり保育士さんのスキルアップも必要ですので、保育所での安全確保や保育士の障害児保育の研修、職員全体での情報共有をはじめ、主治医や専門機関との連携など、障害児保育に各園積極的に関わっていただいております。その子どもの発達をできる限り支援する、保育の実施に努力していただいております。 また、発達障害を含む障害児保育につきましては、先ほども述べましたが、障害児保育加算など補助金制度がありますので、そちらを活用いただき、保育体制の整備強化を行っていますが、保育士の確保のほうが、こちらも大きな課題となっております。 障害児のいる状況なんですけれども、一応、障害児加配のついている状況としましては、篠隈保育所のほうで4名という報告がっております。それから、白梅保育園のほうで7名という報告です。 あと、美和みどり保育所では、これも診断を受けている方の子どもの人数ですが、現在24名あるということです。 なずな保育園、あさひ保育園につきましても、やはり発達障害ではないだろうかと、可能性の非常に高いお子さんが4、5名程度ずつはいらっしゃるということを伺っております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	子どもさんが非常に周りの大人の方を頼りにされてですね、やはり保育所内で普通の健常な子どもさんと同じような内容で、時間をしっかり楽しまれ、過ごされるということが極めて大事なことだというふうに思いますし、職員の方も、それに付き添いと言いますか、指導されたりされる場合に、大変だろうというふうに思いますけれども、それこそ頑張っていただきたいなということをお願いしたいと思います。 では、最後の質問になりますけれども、④保育方針において、重要な役割をしているのが音楽です。保育を楽しくするだけでなく、子どもの想像力や表現力を育むこと

	にも繋がっていきます。 実際の保育の現場では、いったいどのように音楽が取り入れられているのか、様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造力を高め、あらゆる体験を通して、子どもの成長に希望が持て、保育所で感じる音楽で表現でき、様々な場面で様々な音楽によって、子どもの感性は豊かで、無限ではないかと思います。 さて、保育所で、豊かな感性を伸ばす音楽活動は重要視されているのか、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 音楽活動についてですけれども、音楽は音自体が脳の発達や情操教育に大きく影響していることは、皆さんもご承知のとおりかと思います。 また合奏など、器楽合奏などですね。周りと言を合わせることなどの共同作業の体験であるとか、全体の達成感を体験するなど、発達が重要な時期に音楽教育や体験活動は重要と考えられます。 各園の取り組みではございますけれども、音楽を取り入れた活動は、それぞれにやはり充実した形で実施されていると思います。楽器を使つての合奏や合唱ですね、器楽演奏はもちろんのこと、歌を歌ったり、体を使ってリズムを表現したり、体で音を出したりと低年齢からでも取り組みやすく、楽しく体験できる音楽活動がされており、各園、各年齢で取り入れられ、重要な項目として取り組まれていると思います。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	私は、たまたま、みなみ幼稚園に出向く機会がありました。年長者の子どもたちはいろんなことに挑戦しようとする姿が伝わってきます。特に音楽に力を入れられて、楽器演奏を通して感じる子どもの感性は豊かに育て上げたいと、園長先生は力強くお話をされていました。 幼い子どもは大人の真似っこを楽しむ時期でもあります。音楽に合わせて保育士や保護者と一緒に手を繋いだり、手を叩いたりして、ふれあい遊びを楽しみ、音楽は人に感動ややすらぎを与えてくれます。ときには行動力や能率を高めてくれるといった効果があるとされ、また、人の感情を表現するのに適切な手段であるとも言えます。 今までは様々な種類の音楽が取り入れられて、今日の私たちは日常生活の中で、いろいろな音楽を耳にする機会が多く、教育、保育の現場においても音楽が重要視されています。 保育指針では、表現をテーマに、保育士と一緒に歌ったり、手遊びしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わうとあります。 保育者、教育者には、そうした音楽にふれていく活動を通じて、子どもたちに身の回りにある音楽に気づかせ、自己を表現する機会をつくるなどといった役割があり、音楽に子どもたちが多くの音を聞くことで、先生のお手本と合わせて、お友だちの周りの音を聞きながら磨かれ、音質の違いを聴き取る能力と言語活動もさらにアップに繋がるのではないかと言われています。 歌う、踊る、奏でる、演じるといった音楽的な活動は、保育者が用意するから子どもたちが取り組むのではなく、そもそも子どもたちになくてはならないものであるとも言われています。 そこで町長に、すみません。子どもの教育にあたっては、非常に熱い思いを持っておられますので、町長のお考えをお聞きたいと思います。
議 長	町長

町 長	お答えいたします。 教育の重要性については、私も常々そういった意識で、町づくりの要諦は食と教育であるということは、常々申し上げているところであります。うちの教育委員会としてしっかり連携しながらですね、子どもたちの環境づくり、あるいは生涯学習的な子どもの環境づくり、そして世界に羽ばたくもよし、地域で活躍するもよし、そんな子どもたちを育てていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	最後になりましたが、筑前っ子はどこに行っても恥ずかしくない、誇りを持った子どもに成長してほしいと願っているところです。 以上で、１１番、福本の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。
議 長	これで、１１番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後２時より再開します。 （１３：５０）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：００）
議 長	１０番 川上康男議員
川上議員	通告に基づき、債権の管理、回収について、質問をします。 まず、債権の管理、回収の現状と課題について、お尋ねをします。 広報ちくぜん１０月号に平成２８年度決算の内容を掲載し、住民に周知をしていました。５ページには、２８年度中の主な滞納とその額を報告しています。 町税、国保税が６,７８５万円、住宅使用料、公共下水道使用料、その他１,６５６万円、合計８,４４１万円です。 ただ、これは現年分だけであり、１年以上経過した滞納分を加算すれば相当な金額になります。私は、過去３カ年の収入未済額について調べました。 ２６年度が７億５,２００万円、２７年度７億２,８００万、２８年度が７億１００万円です。２６年度から２８年度を比較しますと、５,１００万円は減少していますが、それでも７億円で推移をしています。また、不納欠損として処理した金額は、２８年度３,２９０万円です。 この現状をどのように捉えておられるのか、納税推進本部長であります副町長に、まずお尋ねをします。
議 長	副町長
副 町 長	お答えいたします。 滞納額７億１００万円、それから不納欠損の３,２９０万円について、どう思うかというふうなことでございますが。 滞納額につきましては、自主財源確保に努めている中、この滞納額につきましては、町政運営上、財政的にも非常に痛手の額であるというふうに、重々承知しておるところでございます。 滞納徴収につきましては、ご承知のとおり、納税者並びに利用者の各々のご事情により、怠っている状況を調査し、様々な対応を行っているところでございます。 対応状況につきましては、督促、催告はもちろんのこと夜間徴収等を行い、どうしても納付できない方には一歩踏み込んでですね、家庭内の状況、それから借金の状況等を聴き取り、分納誓約をしておるところでございます。 しかしながら、相談に応じてくれない方につきましてはですね、預金の差し押さえ、

	それから給与等の差し押さえ、それから生命保険の差し押さえ、還付金の差し押さえ、そして財産調査による抵当権設定等によりまして、債権回収に努めておるところでございます。 また、県税事務所と共同で家宅捜査も行いまして、動産の回収を行い、回収物件につきましては、公売を行っておるところでございます。 以上のような、法的にできる限りの対応をしても、このような滞納額があるのが実情でございます。これから新しい新たな滞納者が出ないようにですね、早めの対応に努めておるところでございます。 それから、不納欠損処分についてでございますが、不納欠損は地方税法に基づき滞納処分の執行停止することで欠損処分をするものでございまして、これは先ほど対応状況を述べました結果、預金とか給与とか財産差し押さえ、そういう押さえるものがない場合等に欠損するものでございます。また、法的にしなければならない処分でもございます。処分後に納付があっても還付しなければならないというようなことになっております。 不納欠損処分には法的に1号から4号までというふうにあります。 この内容といたしましては、1号につきましてはですね、執行停止後3年経過したもの、これは生活保護や生活困窮者、それから職権消除等によって行方不明の方、これが停止後ですね、執行停止後3年継続したことによって、納税義務が消滅するという事項でございます。これによって落とすもの。 それから、2号が納税義務者の消滅とあって、相続放棄されたものや相続分を処分しても滞納額に満たない場合、限定承認と申しますが、これに該当するもの、それから会社等の破産などによって、生活状況等が3年以内に改善する見込みがない場合、このときに、即この場合には欠損ということになるわけでございます。 それから、3号におきましては、執行停止中の時効完成とあって、執行停止中であっても停止期間中に5年を迎えたもの、この分についても処分しなければならない。 それから、最後に時効の完成でございます。これは、いくら調査してもですね、所在や財産が見つからない場合、この場合については、もう請求する方がいないということで、時効の完成ということで、5年で一応、時効成立ということで欠損しなければならないということになっております。 こういう調査をする中で、努めなければならないことにつきましては、ただ今4号の時効完成にならないようにですね、調査を十分行うというのに心がけて、努めておるところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、副町長から詳しく答弁されました。私もそのとおりだと思っております。 債権は、公の債権、公法上の債権と私的債権、いわゆる私法上の債権に分類されます。 公法上の債権には、町税、国保税、後期高齢者医療、介護保険料、保育料、公共下水道、農業集落排水事業が含まれます。これらの債権は、時効の援用がありませんので、何もしないと5年で時効を迎えます。ただ、裁判所の手を借りずに強制徴収ができます。 税務課は、滞納した町税、国保税など、督促状、催告書で通知しても対応しない滞納者に対し、国税徴収法第142条に基づき、滞納者宅を訪問し、搜索によって、預貯金や給料、不動産、動産など、様々な物件を差し押さえをしています。滞納処分した実績については、毎年顕著に現れています。 先月、11月26日、久留米市北野生涯学習センターにおいて、差し押さえした物件を公売する久留米、朝倉地区、県市町村合同公売会が開催されました。もちろん本町も参加され、藤本課長をはじめ、担当者の方が対応をされていました。

	見積額2、300円の小物から酒類、ゴルフクラブセット、50インチテレビや20万円相当の絵画など、総数179点の物品を対象に、多くの方が入札に参加していました。私もこの入札に参加しました。私はたばこを吸いますので、ライターと家内に花瓶を2,900円で落札をしてきました。 今、申しましたように、税務課は法令に基づき的確に処理をされていますので、税以外の公法上債権の管理、回収の実態について、お尋ねをいたします。 まず、上下水道課にお尋ねをします。 上下水道課は、公共下水道、上水道、それから農排水事業と3つの債権を管理されておりますが、その1つであります公共下水道について、お尋ねをいたします。 これは公債権ですので強制徴収ができます。税務課のように的確に取り組んでおられるのか、回収に向けて問題がないのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議員質問の内容について、お答えいたしますが、せっかくの機会でございます。上水道の水道料金等もございますので、私債権にはなるわけでございますけれども、一定の経過も知っていただきたいという意味も込めまして、回答に代えさせていただきますしたいと思います。 今、議員がご指摘のようにですね、当課におきましては、上水道の加入金及び水道料金、下水道におきましては、負担金または分担金及び使用料金を取り扱いさせていただいているところでございます。 上水道につきましては、先ほどおっしゃいましたように、私的債権に該当するわけでございます。以前も議会の答弁の中で申し上げとったかと思っておりますけれども、水道料金につきましては、滞納が生じた場合につきまして、最終的に給水停止予告、そして給水を実施して、債権の回収に努めているというふうなことでございまして、わずかではございますけれども、今までの使用料金等で幾分かの滞納が生じているということで、簡潔にということでございましたので、そういう状況でございます。 続きまして、下水道の内容でございます。 下水道につきましては、納期限経過後に20日以内に督促状を送付をいたしております。それでも納付がない場合につきましては、年3回、7月、10月、3月に催告を行います。 その催告に際しまして、必要に応じまして納付の相談、場合によっては分納相談とか臨時的納付、そういったものを相談をさせていただいております。それでもない場合につきましては、最終的に強制徴収という形になるわけでございます。 公共下水道と私どもの農業集落排水事業と二通りのですね、下水処理をやっておりますけれども、公共下水道と農業集落排水事業では、若干対応が異なるところでございます。 最初に、公共下水道についてのご説明を申し上げたいと思います。 負担金の滞納額につきましては、本年の11月29日現在で、実人数70名、685件、金額にいたしまして789万7,273円となっております。 使用料の滞納につきましては、同じく11月29日現在で275人、実人数でございます。6,229件で、金額にいたしまして2,246万1,702円となっております。 債権回収のための資産調査等も併せて実施をさせていただいております。他自治体に転出された方々につきましては実態調査ということで、その各自治体へ、金融機関につきましては預金調査、就業先の給与調査、それと社会保険庁を含めて年金等の調査をですね、過去5年間で729件、平成28年度をベースにいたしますと、203件の調査を実施させていただいております。 その実施しました調査内容に応じて、差し押さえ、強制徴収を、預金及び給与、不

	動産につきましては差し押さえ登記を含めて実施をいたしておるところでございます。過去5年間で、件数にいたしまして205件、平成28年では29件でございます。 換価充当金額といたしましては、過去5年間で699万5,050円、28年度にいたしましては87万9,755円の回収に結び付けている努力をいたしているところでございます。 農業集落排水事業につきましては先ほど申しましたように、若干取り扱いが異なりますということでございまして、実はこの制度の成り立ち上、異なる取り扱いになっております。 と申しますのは、近年においては公債権ではなく、公法上の債権ではなくて証上の債権というふうに法的解釈がなされているようでございます。 よって、上水道同様でございますけれども、債権の調査及び強制徴収ができないという状況に至っておるところでございます。 上水道につきましても、以前は公債権という取り扱いをされておったわけでございますけれども、最高裁のですね、裁判結果によって私債権に変わってきたという経緯がございまして、法的根拠がないという位置付けでございます。 年3回の催告は先ほど同様行いまして、訪問による徴収を中心にやっております。 債権の現状といたしましては、分担金が平成29年、本年の11月29日現在で2人、11件、金額にいたしまして10万8,680円となっております。 使用料金につきましては、同じく11月29日現在におきまして52名、1,143件、金額といたしまして403万6,908円となっております。 納付の相談を行いながら、先ほど申しましたように、分納徴収等を現在も進めさせておりまして、各年度の繰越しをしておりました債権額からは、昨年までの回収努力と本年の29日までの回収努力を含めまして、繰越額が114万7,175円の回収になっており、鋭意努力を積み重ねているところでございます。 課題といたしましては、債権回収を行おうとするもののですね、大半の方が税滞納者と重複したですね、方が多くを占めるという現状でございます。よって、非常に困難な状況に差し掛かっているということがございます。 また、農業集落排水事業につきましては、滞納処分ができないという観点から、水道料金同様に、回収に向けた相談、催告、そういったものを積み重ねていくという努力しか、今のところ手法としてないということでございまして、そういった課題が明るみに出ているという状況でございます。 以上が、上下水道課が取り扱います債権の内容でございます。以上でございます。
議長	川上議員
川上議員	ありがとうございました。 詳しく報告を受けたわけですが、私は、やはり日常業務でですね、非常に繁忙な中に適切な処理ができていのかということ、ちょっと伺ったわけです。安心をいたしました。 もう1点伺いをいたします。 保育料、これについても、簡単にいいです。どのような経過なのか、お尋ねします。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育料についてです。 単年度の保育料の収納率につきましては、98%台で推移しておりまして、本年度の保育料の調定額については、29年10月で1億5,700万円程度、徴収率については、年度途中ですが49.9%となっております。

	また、過年度分の滞納繰越につきましては、定期監査の報告で、23年度分より繰越しが発生しておりまして、調定額の合計が275万3,000円となっております。未徴収の額が195万9,000円で、徴収率が28.83%となっております。 滞納金の回収に一生懸命努めておるところですけれども、その対策といたしましては、督促状の送付を毎月大体25世帯程度通知を行っております。また、電話や個別相談などでも、やっぱり毎月25件から35件、延べ件数ですけれども、毎月そういった件数が発生しております。 今までの滞納金の最大の件数で今ありますのが60万円程度でありますけれども、そういったところが1件ございまして、あとは20万とか10数万、数万円、数千円というところもございます。 滞納者の連絡に関しましては、大体2カ月経過した場合から、毎月適宜行っておりますけれども、児童手当の支給月などに合わせまして、催告書や差し押さえ事前通知を送付しているところです。 この差し押さえ前の事前通告といたしまして、直近では6件通知をしております、電話ではなかなか連絡がつかない、会いに行っても会えない方を対象に通知をさせていただいております。 その件に関しましては、1件ほど対応の返事がございまして、やはり小さな積み重ねではございますけれども、少しずつ毎回、毎回やっていくことが重要かと思っております。 問題点としましては、やはり、電話をしても、郵便を出しても、訪問しても、なかなか会えずにご相談ができない方に対して、最後の差し押さえというのがありますが、それまでに何か対策ができないものかというところが、非常に問題かと思っております。概略ですが、以上です。
議 長	川上議員
川上議員	次に、私法上債権について、お尋ねをいたします。 この債権には、住宅使用料、学校給食費、住宅新築資金等貸付、水道事業が該当します。時効は2年から10年です。ただ、時効の援用がなければ、そのまま継続をします。 しかし、これが大変なんです。差し押さえするには裁判所に訴えを起こし、確定判決により、債務名義を得て、執行官が差し押さえを行い、それを競売にかけ配当を受け取る仕組みとなっております。これでは時間もかかり、費用もかかります。 もちろん議会の議決も必要ですし、不納欠損で処理することはできません。厄介な債権であります。 そこで住宅使用料について、お尋ねをします。 時効は5年です。5年経過し、時効の援用がなければ時効が成立します。未収金解消に向けてどのような取り組みをされておるのか、簡単に説明を求めます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 住宅使用料につきましては、議員言われますように私的債権ですので、時効は5年となっております。時効の援用がないように、1円でも払えば、また時効はリセットされて、それから5年間で継続されますので、そういう取り組みをなされておる状況で、現状としましては、パーセンテージでいきますと、現状を言いますと、調定額約8,000万、それで収納率大体92%前後が推移しておる状況でございます。 対応としましては、先ほど申したように、現状、所得水準のかなり低い、家賃下位層とか言いますが、その位置の割合が75%の入居者がほとんどが占める割合で、そういった状況の中で滞納が、先ほど上下水道課長が申された多重債務に陥った

	方がおられる状況でございます。 そういったところにつきましては、滞納者の多くが自ら相談、連絡を取ろうとせず、身動きが取れなくなっているケースが多く、短期少額の初期の対応が重要であるということで、そのために夜間訪問、面談により滞納者の状況を把握し、分納や減免などを行い、滞納の減額性に努めている状況でございます。 それから、レアなケースでございましたけれど、6月議会だったと思いますけれど、訴訟のですね、住宅明渡し、住宅使用料の支払債務不履行という裁判に訴えている状況でございまして、議員が言われますように、やはり相当費用がかかる状況でございます。 今回、明日がですね、第1回の公判がある予定になっています。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	地方自治法240条2項には、地方公共団体の長は債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し、必要な措置を取らなければならないと定めています。 そこで、住宅新築資金等貸付について、お尋ねをします。 この債権は、今年で償還が終了します。これも私法上の債権です。裁判所の手を借りて、強制執行でしか差し押さえはできません。 時効は10年ですが、時効の援用がなければ、永遠に管理しなければならない案件です。経済的に苦しい方には福祉の手を差し伸べ、そうでない滞納者に対しては毅然とした態度で挑み、積極的に法的手段で取り組む姿勢が必要だと考えます。 相当経過している案件が見受けられますが、今後どのように対処されるのか、解決策は考えておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 住宅新築資金等貸付金につきましては、既に9割以上が返済を終えております。町の起債分も本年度で償還が終了いたします。しかしながら、滞納金の管理回収に関しましては、今後もしていく必要があります。 現在残っている債務者の生活状況というのは非常に厳しいものがありますし、今後は債務者や保証人の死亡、高齢化や経済変動による生活困窮、自己破産や相続放棄などの回収困難なケースが増えてくることも予想されます。 担当課としましては、現状では債務者の分納計画に従った返済を基本とし、必要に応じて顧問弁護士を活用した法的措置や強制執行も検討していきたいと考えております。 また、国が回収困難と認める場合に、未返済額の4分の3が助成される償還推進助成制度の活用や、それと併用した債権放棄なども含めて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	収入未済額の縮減は、財政基盤の確立のための自主財源確保のみならず、町民負担の公平性と受益者負担の徹底を図る観点からもしっかり取り組まなければなりません。未収金を増やさないための対策は、今、副町長なり各所管課の課長から報告を受けました。 ただ、債権の管理回収には、一定の法務や知識、技能を備え、それをスキルアップさせていくことが重要であります。担当職員を対象とした研修は実施されているのか、人材の育成は図っておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。

	人材育成、職員研修につきましては、大野城市にあります福岡県の市町村職員研修所で実施をされている年間計画の中に債権回収というプログラムがございます。その中で現在、職員を参加させているような状況でございます。 来年度もこのプログラムが実施されますので、積極的な参加を職員に促していきたいと考えております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	債権を管理していく上で、複数の債務を抱えている滞納者もおられると思います。今の答弁の中でも、重複者が多数おられると、税なり使用料等がですね、重複されてある方がたいへんおられるというようなことを、今、お聞きしたわけですが、そうした滞納者は一体的に処理したほうが効率的であり、実効性もあります。 また、判例より、債権の法的位置づけが変更になる場合が生じるなど、債権管理については、最新かつ正確な知識が必要です。 こうしたことから、各部署において回収困難な事案や法的回収事案に係る事務を集約し、一体的に債権回収を行うとともに、各部署の担当者に対して、債権管理に関する助言、指導を行う機能を持つ専門部署が必要であると、私は考えます。 そこで、町長にお尋ねをいたします。 町長も先ほど言われましたように、洗礼を受けて3期目を迎えておられますが、この体制について、良いところ悪いところがもう判断されておると思いますが、組織体制の整備の考えはないのか、町長にお尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、国のほうからOBの方に来ていただいて、債権整理等々やっているところでございます。また、先日の議会でもですね、訴えの提起等について、可決いただいたところでもございまして、非常に専門的な知識が有効であるということの認識は高いものがございます。 そういったこともありまして、今、言われましたように組織については、内部検討をさせていただきたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	私はですね、やはり一番心配するのは私法上の債権です。もう強制執行しかできない、強制徴収できないその案件ですね、これを抱えてある所管課は本当に大変だと思うんですよ。 私はその中で一番思うのは、やっぱ税務課のようにプロで回収している所管課と、今度の私的債権で、一生懸命処分のできない、悩んでいる課と、これをどういうふうにするのかというのが、私はどうか今後ですね、対策を練る必要があるんじゃないかなということで、この質問をしているわけですが。 やはり今、町長が言われましたように、税務課あたりは国税局のOBですか、の方の指導を受けながら対応されておりますし、それは当然、必要なんです、やはりこの機会にですね、私はそういうふうな何というか、組織機能の見直しも必要じゃないかなと。検討するということですが。 この質問は、前町長の手柴町長にですね、1回質問したことなんです。そのときは貴重な質問だということで、慎重に受け止めて考えていきたいという答弁だったんですが、このとき私は豊後大野市ですかね、大分県の、あそこの事案を説明して、やはり一体的に取り組んだ方がいいんじゃないかなというふうな形での、提案をしたことです。 私は今後ですね、やはりこれだけの滞納額を抱えて、処理するためには、そういうふうな専門的な、一括したですね、取り組みが私は重要だと考えておりますので、ぜ

	ひ前向きにひとつ考えていただきたいと考えております。 先ほど申しましたように、地方自治法２４０条２項は地方公共団体の長は、滞納があった場合には、まず、最初に督促をなさいと。督促をして、その後に、債権によって違いはありますが、強制徴収、強制執行しなければならないと書いてあります。 することではないのです。しなければならないということで、書いてあります。 やるべきことをやらなかったら、どうなるんでしょうか。公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実、このような問題が住民訴訟に繋がって発展してくるというようなことも、事案も増えてきています。 先ほどから債権回収対策まで報告を受けましたが、何らかの対策を講じることが重要だと考えます。 そこで、適切な管理回収を実施するための、全庁統一的な要綱を早急に作成し、それを周知徹底することで、収入未済額が縮減し、財政基盤の確保に繋がると考えます。債権管理に関する基本方針を作成し、整備していくことが重要と考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 先ほど貴重なご意見だと伺っております。ぜひ、内部検討させていただいてですね、職員も苦しんでいるところも多数ございますので、何らかの方策を考えていきたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	これは、ある自治体が作成した税外債権管理指針、これは平成２３年１０月、財政課で作成されております。 もう１つは、債権管理に関する基本方針ということで、昨年、２８年３月にですね、作成された方針です。非常にこういうふうな難しいですね、債権回収について、やはりそういうふうなですね、指針を作ってきておられます。 やはり、これを全庁でですね、この指針に則って回収していく、また、そのような手続きを踏んでいくというようなことが重要でございますので、ぜひ前向きにですね、町長も検討していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 債権の回収に伴う訴えの提起など、法的処置や権利放棄に関する手続きには議会の議決が必要です。そういった事案は、最近は見受けられません。特に、私法上の債権は強制執行ですが、法的手続きはほとんどなされておられません。 そのような中で相続放棄や相当な期間が経過し、本人や保証人が亡くなったり、行方不明になった事案、法的手続きを行っても回収できない事案が出てきた場合を想定しますと、公法上の債権は不納欠損処理ができますが、私法上の債権については、それができません。 不良債権、回収困難な債権を管理していく上で、これは誰が見ても仕方がないといった案件であれば、直ちに処理できるような条例を制定し、事務の効率化を図ることが急務だと考えますが、当然これは議会の納得するような条例が必要ですが、ぜひこの条例を制定する方向でできないものか、町長の見解を求めます。
議 長	町長
町 長	現段階では、条例提案のことを、この場で私のほうから言うわけにはまいりませんけれども、十分、他市町村等も調査をして、そして必要であれば提案させていただきたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	この条例の制定はですね、増えているということで、私は聞いております。

	やはり、今申しましたように、手が付けられない案件をそのまま放っておいてもですね、どうしようもないと。何かの方策を作らんと、もうこのままでは、延ばし、延ばしでですね、解決策は難しいというふうなことも聞いております。 今回の新しい、課へ配属されました女性2人の課長にですね、お尋ねをしたんですが、引継ぎをしたその時点から、今まで回収困難であった案件をですね、新たに頑張っ て回収していただくわけです。 どうでしょうか、このままで苦勞もたいへん多く、大変だと思うんですが、やはり組織体制を整備し、要綱や条例を制定することで、誰もが的確に、スムーズに事務処理できることが私は重要と考えておりますので、早急な取り組みをですね、お願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これで10番 川上康男議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 2時50分より再開します。 (14:38)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:50)
議 長	山本一洋議員
山本議員	本日最後の質問でございまして、たっぷり時間を使うのではないかというふうに思われている方もあるかとは思いますが、答弁次第でございますので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、通告に従いまして、教育問題とコミュニティ推進計画の実施について、の2点について、お尋ねをいたします。 まず、最初に教育問題についてでございますけれども、平成27年6月の議会におきまして、私は、小中学校の先生方の多忙感についての一般質問を行いました。 その時の教育長の答弁では、多忙感の軽減と子どもたちと向き合う時間を確保するために、校務運営システムを導入しながら、校務分掌の負担軽減に努めるなど、人的、物的支援を積極的に行い、取り組んでいくと回答をされました。 そしてその後、長時間労働を減らす手立てとして、午後7時には学校の先生、学校の職員室の電気を消すなど、帰ろう運動みたいなものがありました。 しかし、現在、ある学校では、私も時々見かけるのでございますけれども、未だに遅くまで職員室には電気がついていて、仕事をされているのが現状ではないかというふうに思っております。 それでは、まず最初に、校務運営システムを導入され活用されたことにより、どのくらい先生方の業務などの負担軽減ができたのかを、お尋ねをいたします。 また、小中学校の活用状況についてもお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 平成27年度から導入しております校務支援システムであります、このシステムの導入によって、校務処理の効率化及び時間縮減に効果を発揮していると考えております。 また、各小中学校には同様のシステムを導入しておりますが、活用する機能及び活用の方法については、小学校、中学校という講習の違いや学校間での違いもあるようでございます。以上です。
議 長	山本一洋議員

山本議員	回答で、時間の縮減ができているというふうに、教育委員会は思われているようですが、それでは、校務運営システムについてのお尋ねをいたしたいと思います。 それぞれの小学校では週案に使ってあるようでございます。中学校では教務担任制の関係で使い勝手が悪く、改善が必要であるという話も、私は聞いております。 それで、どの程度活用されていて、時間縮減ができているのかを、再度お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 実際の運用にあたっては、多種多様な機能がございまして、学校のニーズに合うよう取捨選択及び改善を図りながら、効率的に活用できるよう努めているところであります。 主な活用としましては、成績処理機能、通知表、指導要録、出席簿、高等入学関連業務、関連資料の活用等に使用しております。 その効果としましては、学級担任や教科担任等の業務における成績処理の効率化、各帳票等作成の簡素化など、業務に従事する時間の削減、教職員の負担軽減に繋がっております。特に、出席簿の帳票を改善したことで、不登校兆候の早期発見にも繋がっております。 さらには、特別支援教室の施設予約、システム上の掲示板を使った各種連絡によるペーパーレス化、メール機能の活用等で業務の負担軽減を図っております。 しかしながら、担任が毎週作成します週指導計画については、作成の手順等小中学校間で違いがあり、運用にあたっては小学校のみで活用を図ってまいりました。 1年間小学校で運用を図ってまいりましたが、作成に対する作業において、学校現場のニーズに十分応えることができていないという声がありましたので、校長会と協議を行い、校務支援システムによらない方法で週指導計画を作成するシステムを現在考えており、活用にあたっては改善を図っております。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、学校のニーズ、それから校長会等というふうなことで、改善を図っていくというようなことなのですが、私は、この導入そのものが、言うならば、言葉はどうか分かりませんが、上意下達というか、教育委員会がもう学校にこれをしなさいよという形で下ろしたことによって、導入したけれども、すぐわない部分とか使い勝手が悪いとかいう形でですね、お金はかけてやったけれども、効果ができていないし、それによって先生方が、使い勝手が悪いことによって多忙な面もあるのではないかなというふうに思っています。 そういったことで、現場の先生方の意見、思いというか意見がどのように反映されているのか、そういう導入に対してですね、そういうところを聞く体制が取れているのか、というふうなことをお尋ねをしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	校務支援システムの導入にあたりましては、各学校からの代表にも参加していただき、学校の要望等も聞きながら業者選定を行ってきたところではあります。 日常的なサポートの体制としましては、納入業者へのサポートセンターへのヘルプデスクを活用しております。 また、昨年度、記述式のアンケートを実施しまして、週案等週指導計画については、学校現場のニーズに対して十分応えることができていないという課題の把握をすることができております。 そういったところで、学校現場での使用にあたっての問題点については、随時お声を聞けるような体制は整えております。以上です。

議 長	山本一洋議員
山本議員	そういう声が聞ける体制は随時取ってあるということで、確かにそう言われるだろうとは思いますが、取っていないとは言えないからですね、そう言うふうには言われると思いますが。 ソフトの事業の部分もありましてですね、即実績が出るというようなことではないかと思っています。 そういう意味で、指導主事の方を増員をしながら、現場に派遣をして、先生方の意見を取りまとめるということなんかもやってこられたのも分かりますけれども、そういう環境整備を整えて来られたことも分かりますが、やっぱり現場の声を聞くという体制をですね、ぜひとも校長会等ではなくて、直接、教育長が行かれてでも話を聞くというような体制も、私は必要ではないかというふうに思っています。 関連をすることですので、続けてお尋ねをしますが。 先ほどの話もありましたが、近年は支援が必要な子どもであったり、気になる子どもたちが増えてきているのではないかというふうに思います。そのような子どもたちへのかかわりを増やすための方策として、加配やスクールカウンセラーなどを配置されているとは思いますが、その状況について、数値も含めてどのようになっているかをお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 支援が必要な児童生徒及び気になる子どもたちにつきましては、特別支援を要する児童生徒、不登校及び不登校兆候に対する支援を要する児童生徒など増えてきていると認識しております。 教育委員会としましては、特別支援教育支援員を9名、学習支援員を2名、心の相談員を2名、スクールソーシャルワーカー1名、スクールカウンセラー、県費が2名、町費が1名と教職員をサポートする専門スタッフの整備充実に努めております。 また、支援指導を行う担任を中心とした教職員におきましては、専門的立場から支援力、指導力の向上を図り、個々の特性に応じた支援を充実させるため、今後、作業療法士等の医療機関との連携について、研究を図っていきたいと考えております。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	質問の中にもお話をしましたけれども、人的な支援については、町費、県費含めて取り組みがされているというふうには思っています。 気になる子どもたちは確かに増えてきております。その子どもたちや保護者へのかかわりや対応もたいへん増えてきているのではないかというふうに思います。 私は、11月に行われました三輪小学校の三輪っ子文化祭を見ることができましたが、たいへん素晴らしく感動いたしました。先生方のご指導に対して頭が下がる思いでございました。 このように学校行事、イベントなどもさらに加わり、長時間の勤務になっている現状で、先生方は疲弊されているのではないかというふうに思っています。 そこで教育長にお尋ねをいたします。 教育長は、この小中学校の先生方の多忙感について、現状をどのように把握されており、今後どのように多忙感について、対応されていこうと考えておられるか、お尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 教職員の多忙感につきましては、授業以外の様々な業務に対する負担感から生じて

	いるのではないかというふうに認識をしております。 中学校におきましては、放課後の部活動の指導、その後の教材の研究、校務処理、突発的な生徒指導等、それから小学校におきましても教材研究、校務の処理、諸会議、家庭訪問等がですね、時間外に行われることもありまして、そのことが負担感に繋がっているのではないかというふうに考えます。 このような教職員の負担感解消に向けまして、学校、教育委員会が一体となりながら、超過勤務の縮減を含めた、校務に対する業務改善に努めてきたところでもあります。今後も努めていきたいと思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	業務の負担感というふうなところをおっしゃいましたけれども、私は、先生方が疲れきっていて、しっかりと子どもたちと向き合う時間が取れない1つに、研修のあり方があるのではないかと思います。 前教育長は、私の一般質問における先生方の研修のあり方の質問に対して、経験年数や職務内容に応じた研修を、町単独で体系的に整備し、学校力の維持向上を図るべく、教職員の資質向上や実践力の向上に努めると回答されました。 子どもたちを取り巻く情勢は、日々変わってきておりますので、もちろん研修は必要だとは思いますが、それが先生方の負担になるようなことではいけないのではないかと思います。 私が調査をさせてもらった近隣の教育委員会では、先生方の実情に合わせた研修のあり方や研修における資料の作り方などを研究され、少しでも事務作業を減らす努力がされているところもあるようです。 本町でも子どもたちと先生方が向き合う時間をより多く増やすためには、校内研修や独自の研修のあり方などを再検証する必要があると思いますが、どのようにお考えか、教育長にお尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 現在、経験豊かなベテラン教師が大量に退職する時代を迎えております。いかに学校力を維持し、住民の負託に応えていくのが喫緊の課題でございます。 また、社会の変化に伴い、教育情勢や教育課題が変化する中、変化に伴う課題対応や教育活動の充実が求められておるところでございます。 このような状況を踏まえ、学校現場におきましては、若手、中堅教職員の人材育成を学校経営の重点課題として捉え、OJTの観点から取り組みを進めているところでございます。 教育委員会としましては、経験年数あるいは職務内容に応じた研修を体系化し、学校力の維持向上を図るべく、教員の資質向上、教育課題対応、教育活動の充実に努めてまいりました。 また、議員がご質問の研修のあり方については、現状を分析し検証、見直しを図っておるところでございます。 まず、職務内容に応じた研修についてでございますが、研修内容としまして、学力向上、特別支援教育、電子黒板をはじめとするICT活用、校務支援システムの運用、道徳の教科化等、町の教育施策及び教育課題に対して、専門的立場からの講師を招へいしたり、各学校間の取り組みの交流、協議を行ったりしており、各学校の教育活動、学校経営の推進に大きく寄与していると考えます。 次に、経験年数に応じた研修についてでございますが、特に授業研究を中心とした研修について、説明をいたします。 経験年数11年から25年経過教員の研修につきましては、対象となる教員のほと

	んどが研修を受講しておりますので、希望する教員及び学校長が推薦する教員に加え、筑前町から4名、それから東峰村から1名で、郡として実施しております。 また、教職経験3年から10年未満の研修につきましては、指導主事による直接指導を受ける研究授業を通じた研修としておりますが、現在、対象者が増えており、各学校の人材育成方針に基づき、各学校が主体となりながら取り組みを行っているところです。 このような背景を踏まえ、授業研究等を中心とした研修につきましては、専門的知識や豊富な経験を持つ、外部講師、町指導主事が直接指導者として指導助言を行ってまいりますので、学校及び対象者のニーズに沿うよう研修内容の充実を図ってまいります。 その際、各学校は、自校の人材育成方針に基づいた対象者の選出及び研修を希望する教員といった経験年数のみ捉われず、主体的学びになるような研修体系を検討しているところでございます。 また、研修にかかわる教職員の負担及び子どもに向き合う時間の確保につきましては、町が実施しております研修の見直しを図っております。 その見直しの1つとして、教職員全員参加の筑前町教育施策説明会及び筑前町学力向上研修会につきましては、町の教育施策が、教職員及び地域住民等にある程度、浸透してきたこと、学力向上に関する成果及び課題の分析及び課題解決のための方策に対して、各学校の取り組みが進んできたことにより、本年度からはなくしております。 教育委員会としましては、教職員の負担感を考慮するとともに、教育基本法で示されております法律で定める、学校の職員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職務の遂行に努めなければならないということを踏まえまして、今後も教員の研修内容及び方法の工夫改善、充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、説明をされましたが、私もちょっといろいろ調べておりましたら、学校の先生方の研修だけでですね、基本研修、課題研修、研修講座、選択研修、全部足すとですね、それは管理職の研修も含まれておりますけども、37項目があります。 それに筑前町では主題研という、今はもう何か教育長言われましたけれども、そういうものもあります。もう本当に先生方研修が多いんですよ。 そういうふうなことで、よその教育委員会では少しでもですね、内容を検証しながら、少しでも負担軽減を図るところでもありますので、今、入江教育長になられて初めて教育長の思いを聞いたわけですが、工夫改善をされるということも含めてあるようですから、ぜひ、入江教育長としてのカラーをぜひ出していただきたいというふうに思います。 そして、新任の先生方は、もう新任で筑前町の学校に来られたら当たり前だと思われるようですが、中堅の幹部の先生方の思いとしてはですね、どうも筑前町の学校を希望しないという方もおられるようです。 なぜかと思うところもですね、少し教育長には思いを考えていただければというふうに思います。 ぜひとも、ご努力をお願いをしまして、次の、中学校でのクラブ活動における、地域の人材活用の状況についてのお尋ねに変えていきたいと思います。 スポーツ庁が今年の7月に、部活動の実態調査についてのアンケートを実施いたしました。それによりますと、5割超の公立学校の顧問教員が授業などの公務多忙による悩みと、心身の疲労などを感じていると回答した記事が載っておりました。このように全国の状況を見ましても、深刻な問題であると思います。 そこで私は、平成27年第2回、それから28年第3回の一般質問で、学校現場は

	どのようなになっているかというのを、お尋ねをいたしました。 その後どういうふうに変わってきたのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 近年、部活動の過熱化等による長時間の活動や休養日の少なさが、生徒のスポーツ障害や事故を招く原因となったり、教職員の多忙化の一因となったり、学習を含めた生活のバランスを危惧する声が高まっております。 特に教員の多忙化については、平成29年度運動部活動に関する実態調査によると、部活動顧問教員が部活動に関する悩みの中で、心身の疲労、休息不足と回答した割合は、公立中学校で51.8%になっております。 このような現状の中、各中学校におきましては、教職員の負担軽減を図るために、中学校における部活動休養日の定着に努めてまいりました。 まず、各中学校におきましては、毎週月曜日を部活動休養日とすることについては定着しているところであります。 また、土日の部活動については、土日の両日が練習試合、大会等が予定されていない場合は、いずれか1日を部活動休養日とすると、両方とも決めておりますが、土曜日に係る部活動休養日の定着をさらに図るために、本年度、保護者の協力と理解をお願いする文書を、学校から改めて出しております。 このように取り組みを他の学校でも行えるよう、働きかけを行っているところであります。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	中学校の先生方にお伺いをいたしましたところ、中学校では部活動の指導も教育活動の一環として考えておられ、生徒指導の重要性などを強調されておりました。たいへん素晴らしいことだと思います。 しかし、本町の先生方は、経験のあるなしにかかわらず、全ての先生方が文化、体育、それぞれに顧問として担当しておられ、得手不得手な面もあるのではないかと思います。 アンケートにもありましたように、心身ともに疲れておられる先生方も多いのではないのでしょうか。 今、部活動の休養日というものを設けて、保護者とのお話もされているようですが、保護者の思いとしては続けてほしいという思いもあるのかもしれない。 そういったことを含めると、私は、教育長にお尋ねをしたいのですが、前回の回答では、学校の要望に応じて、外部指導員の対応をしているというようなことでございました。 私は、学校からの要望に応えるのではなく、積極的に地域の人材を活用した筑前町独自の方策を考えられてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	独自の方策をとということでございますが、ちょっと状況を少しお話をしたいと思っております。 各中学校におきましては、部活動における教員の負担軽減の1つとしてですね、部活動外部指導者を活用しております。本年度、両校合わせて15名が登録をされてあります。 また、県の教育委員会が実施します中・高等学校運動部活動活性化プロジェクトを活用しまして、1名外部指導者の任用を行うことにより、技術力の向上や負担軽減に努めております。これが今の現状でございます。 しかしながら、外部指導者の活用につきましては、運動部活動に対する技術指導等

	が中心であり、部活動の顧問や外部指導者単独の引率はできない状況でございます。 このような中に、今年の４月に学校教育法の規則が一部改正されまして、部活動指導員に係る新たな制度が示されております。 この部活動指導員の職務につきましては、実技指導や安全、それから傷病予防に関する知識、技術の指導、学校外での引率等が示されており、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができることなどが示されております。 この制度を実施するためには、学校の設置者が部活動指導員に係る規則等を整備することとなっております。 また、県におきましては、中・高等学校運動部が、先ほど申しましたプロジェクトに伴う外部指導者の活用から部活動指導員の活用へと事業の検討がなされておるところです。 本町としましては、県が実施します部活動指導員に係る事業を積極的に活用するとともに、関係の規定の整備を行いまして、県が行いますので、その動向も参考にしながら、部活動指導員の整備に向けた検討を図っていきまして、部活動に伴う教職員の負担軽減に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えます。 ただ課題としてはですね、先ほどから言う人材確保とてですね、予算面でも、今度、規則等で定めればですね、予算面も関わってきますので、さらに研究をしていきたいと思ひます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	回答としては、前回お話いただいた回答とあまり変わっておりませんが、入江教育長も剣道をなされて、たいへんな有段者で、町長もたいへんな有段者でございます。 そういった方を、地域の人材を活用する、夜須中、三輪中に、校門の前に看板があります。どどこ大会優勝、あれを見るときに、わあー、この学校頑張っているなというのを、通られる方、絶対思われると思うんですよ。 何々大会優勝、何々大会へ行く、そういうを見るときに、やっぱりこの町はスポーツが盛んなんだなという思いがあると思ひます。 そういった意味で、スポーツも盛んやろうし、文武両道ですね、すごいなという、そういう思いからするとですね、県に倣うのではなく、やっぱり、入江教育長のカラーを出していただきたいなというふうに、また思ひます。ぜひともよろしくお願いをいたしたいと思ひます。 先生方の多忙化に繋がるとして、もう１点だけ質問をいたします。 小学校では来年度から、中学校では２０１９年から道徳教育が普通科として導入をされますが、この件については平成２７年第１回で、同僚深野議員から質問をされておりまして、その時の回答は、今後、検討をしていくというようなことでございました。 その後どのように検討されたのかを、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 まず小学校におきましては、平成３０年度より道徳の時間から、特別の教科道徳として教科化されます。また、中学校につきましては、平成３１年度からの実施となっております。 特別の教科道徳の評価につきましては、学習指導要領解説、特別の教科道徳編に示されております。 その内容は数値ではなく記述式で行うこと、個別の内容項目ではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価をすること、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと、他の児童生徒と比較して優劣を決めるような

	評価は馴染まないこと等、示されております。 また、平成28年7月に実施された文部科学省による道徳教育に係る評価のあり方に関する専門会議では、入学者選抜における取り扱いについて、調査票に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することがないように示されております。 教育委員会としましては、町主催の道徳教育推進教員研修会を通して、教科としての道徳の授業づくりや評価について、研修を深めていきたいと考えております。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	道徳教育に係る評価のあり方に関する専門会議では、国や郷土を愛する態度、友情、信頼そして勤労というような項目、22項目もあるそうでございます。こうした内容について考え、議論する道徳の授業が行われるようです。 この問題につきましては、NHKの報道番組でも、道徳をどう教え、評価するのかということと放映されておりましたが、その中では、道徳は子どもの心を育む学習なので、評価できるのか、また、どういうふうに評価するのかなど、活発な議論がされておりました。 その中で、文科省の担当者の職員が強調されていたのは、思いやりや誠実さなどの内容ごとの評価ではなく、道徳の学習状況から、いかに成長したかを認め、励まし合う評価をするということでした。 本町におきましても、現在の評価のあり方については、先生方とも十分議論を重ねられるようでございますので、今後もぜひ、先生方との協議をお願いをいたしたいと思っております。 毎回言わせてもらっておりますが、「学校は楽しいよー。学校に行きたいよー。」と思うような子どもたちを増やすためには、先生方も生き生きとして働ける環境づくりが本当に必要だと思っています。今後もしっかりと現場の先生方の意見を聞きながら、努力をしていただきたいと思います。 それでは、次の質問に移ります。 コミュニティ推進計画の実施について、でございます。 私も今日まで数回にわたってコミュニティ推進計画についての質問をいたしてまいりました。 今年9月に行いました区長会との意見交換会や10月に行いました議会報告会の中でも、高齢化による役員の選考の難しさや河川の草切りなどの問題など、地域が抱える課題がいくつも出されました。 近年の地域コミュニティを取り巻く状況としましては、少子高齢化や都市化や過疎化の進行、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化、そして人間関係の希薄化、孤立化などが進み、住民同士の繋がりが薄くなってきていると言われております。私は、このような時代では、何でも行政がやるには限界があり、地域でできることは地域で行う、すなわち地域の活力を生かし、高めることが重要であると思っています。 町が地域コミュニティとして進めました南部コミュニティも、平成23年度まではイベント型から、平成24年度から地域課題解決型へと取り組みが進められてきておるようです。 南部コミュニティの問題につきましては、明日、同僚田口議員が厳しく質問をされると思いますので私は述べませんが、以前から課長の答弁では、平成28年度に筑前町総合計画にある地域コミュニティ運営協議会を、目標は2カ所だが1カ所は増やすということでした。 また、前回、平成27年第3回の私の質問には、町長からは、コミュニティの重要性の認識は示されましたけれども、行政区から合併やコミュニティの設置の要請、要

	望は入っていないというような回答でございました。 そこで町長にお尋ねをいたします。 私は常々、総合計画は町の最高上位計画であると言われておりましたが、その筑前町総合計画にあります地域コミュニティ運営協議会の設立について、実施される気持ちがあるのかを、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、企画課長のほうから、現状でのコミュニティ推進についての回答をさせていただきたいと思います。 コミュニティの推進につきましては、9月の定例会におきましても一般質問をいただいたところでございます。 その中でも町の課題として捉え、地域の実情、行政区等のご意見を踏まえ、筑前町に合ったコミュニティ組織の形成に向けた準備を行いたいということを、回答させていただいております。 現在は、コミュニティに関する情報収集といたしまして、具体的には先進自治体、3自治体ほど回らせていただいておりますし、役場におきますコミュニティとの関係の深いところにつきましては、ヒアリングや個別協議、それから総合協議を現在行っており、今後の方針づくりのための作業をさせていただいているところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	現在、協議を進められているということは、やると、つくるといことでしょうか。もう1回お願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 南部コミュニティも今、立ち上げてございます。 そのことですね、このモデルとしての総括も踏まえながら、今後の基本的な方向性についてですね、方向性を協議していきたいというふうに思っているところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ちょっと辛いかと思いますが、今後はいつなのか、までですね、ちょっと私はお尋ねしたいんですが。 と言いますのは、やっぱり筑前町の中で、南部5区だけはいろんな地域の課題、それから今やらないかんとところを、明日ありますから、もう述べませんが。そういうふうにやろうとしている。 そしたら筑前町の中で、ここの部分はモデルとしてやっているけれども、他の部分は全然やらない。何か差があるような気が。 そして、総合計画にはもう2カ所つくるといふに言っているんですよ。それをまだ研修、研究の段階で終わるのかどうか、そこは町長、いかがでしょうか。お尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 総合計画はご案内のようにですね、総合的な振興ビジョンでございます。 総合計画の欠点としたしまして、総花的であるということは、自治法改正の折に十分な議論がなされたところでもございます。 総合計画は、なぜ総花的なのか。各種の補助事業がですね、総合計画に計上されているかどうかによって、採択基準のハードルが、上がり下がりがあると。 そういったことで、本来やるべきことと、やらないことでも希望的にやりたいとい

	ったものも、総合計画の中には含まなければいけないというのが、総合計画のあり様でございます。 したがいまして、その反省において、総合計画については、法から外されたと、そのようにも私は理解しているところでございます。 同時にコミュニティはですね、極めて困難な取り組みであります。それはもう議員は十分ご承知だと思いますけれども。 今回もですね、今、企画課長のほうが、まず現場の課長あるいは担当、それとかですね、過去の担当課長等々と議論をしまいいりました。 なぜ朝倉市と本町のコミュニティはこんなに差があるのかと。朝倉市は既に動いているわけですね。それを歴史的にも少し勉強しようじゃないかということでございます。 となるとですね、朝倉市等についてはですね、戦後の合併なんですね、昭和合併。そのときに合併する前の地区がコミュニティとしてあったと、公民館活動はそれであったと。 本町の場合は、それぞれの地区、いわゆる大字ですね、大字がかつての村であったわけですが、そのときの村が、もう既に戦前からですね、1つの栗田村、大三輪村というのはありましたけれども、そういった大きな村になって、その後、戦後町になっていったと。その歴史的な経緯も大きいんだなと思っておるところであります。 具体的に私も考えてみました。本当に自分の頭で考えてみようと思ひましてですね、そのとき考えたのが、例えば、三輪の圍場整備、あのときに1つのコミュニティは何だったのかと、私は考えた場合に、集落単位なんですね、正直言いまして。運動広場、どんな単位でつくったか。弥永にありますし、栗田もありますし、森山もあります。 これは決して小学校単位とか旧村単位でつくった施設ではないと。そこまで徹底して、やはりコミュニティは行政区でしていこうと、育てていこうと、なおかつ投資していこうという歴史的な投資があつていこうと。これが私は、隣の市との違いであろうと、本当に思ったところであります。そういったところも十分踏まえないと、形式的にこの学校単位でまとめてもですね、なかなか問題があるんじゃないだろうか。 と同時に、三輪合併前については、南部のほうはですね、1つの小学校でもつくったらどうかという議論が起り得たということだそうでございます。 確かに、あそこは距離的にも遠い、なおかつ人口が張り付いている。そういった中で、あそこに1つの、学校までの議論が起こったのかどうか知りませんが、一部そういった話はあったと伺っているところであります。 ですから、そこで今、モデル的につくっていただいているというのは、本当にありがたいことなんですけれども、それはとりもなおさず、町全体のためでもありますけれども、地域のためでもあると、私はそのように理解をしております。 したがいまして、ぜひ、またほんと職員と一緒に議論にも入っていただきたいと思ひますけれども、率直な意見が出てくるんですね。そして本当にそれで、その問題が解決するんだろうかということを議論した場合に、うちの行政区の強さというのはですね、他の自治体以上に強いんじゃないだろうか。 公民館を持っていないところはありませんし、そして、その連合として学校のコミュニティスクールはあるし、そういったふうに、何か根本的に考える必要があるのではなかろうかというのが、正直な先日の議論でありました。この議論はもっと深めることが重要だと思っております。形式的に作ってもですね、私は、功を成さないし、半端な気持ちでできるものではないと。 なぜ、その後の合併以降、コミュニティ、コミュニティと言われながらもですね、
--	--

	なかなか進捗しなかった理由は何なのかということ、それぞれ担当だけではなくてですね、町挙げて考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、町長が前向きな議論を、町として頑張るってやるということでお話されましたから、もう私はふれませんが。 ただ、コミュニティ推進計画があって、そして総合計画に載せているというところから含めてですね、ぜひ、ぜひお願いをしたいという思いがございました。ですからお話をしております。 その近出の問題はもうふれませんが、私は、この計画が進まない1つには、担当課の事務事業の多さもあるのではないかなというふうに思っています。 この多様化する住民ニーズに応えるために、どの業務をどう分担していくのか、そして、新たな事業にどう応えるのか、今後、取り組む重要な課題をどうするのか、そういったことを総合して捉えらるるならば、私は業務分担の見直しを含めて、機構改革をすべきではないかなというふうに思っています。 町長は、その点どういうふうにお考えか、お尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、コミュニティ係は持っていてですね、それはそれなりに勉強しているんです。研修していますし、今、課長が答弁いたしましたように、視察に行っているんです。行って、私のほうにも報告は受けております。それでも、なおかつ議論が必要だというふうな報告も受けておるようなところであります。 したがって、機構改革についてはですね、絶えず必要だろうと思っております。 うちの町もですね、170人の職員で動かしているわけでございましてですね、これは福岡市は、同じ行政のエリアをですね、あの人数でやるわけでありまして、それはかなり無理があります。 同時に、全ての事業について福岡市のように、春日市のようにできないということだけは、我々も認識する必要があると思っております。 ある程度、事業の優先制度を考えないとですね、うちは国際交流は遅れているんですよ、正直言って。環境問題は進んでいますけども、例えば、起業については遅れていると。様々な問題がありますけども、うちはうちならではの事業を、ある程度セレクトしながらですね、事業に取り組んでいかなければならないと思っております。 したがって、社会情勢と併せてですね、絶えず機構は改革しなければならない。その分について、各課においても増減しなければならないと思っております。 端的な例が、福祉、健康関係であります。 合併時のですね、あの時の人員の張り、今は全く違います。予算規模も全く違います。そういったふうに世の中は動く、そして、また今度、国のほうがですね、消費税導入と併せて、様々な子育て支援に力を入れていくということでありますので、その分の配置もまた必要だろうと思っております。 そういったことで、絶えず、そういった生き物であるという認識でですね、機構も考えていきたいと思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	生き物だという認識というようなことで、たいへん前向きな、私は回答であったというふうに思います。ぜひとも頑張ってくださいというふうに思います。 最後になりましたけれども、今後もなお一層町民の声を聞いていただき、また寄り

	添っていただきながら、人が輝く町づくりを実践していただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
議 長	これで4番 山本一洋議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	これで本日の日程は、全部終了しました。 明日は一般質問2日目です。午前10時より開始します。 本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。 (15:39)